



京都府公報

号外 第40号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
 発行所 京都府
 政策法務課
 電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
 印刷所 中西印刷株式会社
 電話 (075) 441-3155

目 次

条 例

ページ

○京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例 (職員総務課)	5
○職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 (職員総務課、教育庁教職員企画課)	6
○京都府手数料徴収条例の一部を改正する条例 (自治振興課、建築指導課)	30
○京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等の一部を改正する条例 (文教課、こども・子育て総合支援室、障害者支援課、家庭・青少年支援課、教育庁学校教育課)	〃
○京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例の一部を改正する条例 (港湾企画課)	31
○京都府未来人材共創基金条例 (教育庁高校教育課)	33
○警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	〃

規 则

○技能労務職員の給与等に関する規則及び会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則 (職員総務課)	〃
○京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (自治振興課)	37

訓 令

○現業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する訓令 (職員総務課)	〃
--------------------------------------	---

教 育 委 員 会

○技能労務職員の給与等に関する規則及び会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	38
--	----

選挙管理委員会

○最高裁判所裁判官国民審査等事務執行規程の一部を改正する規程	41
--------------------------------	----

人 事 委 員 会

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	〃
○職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	42
○職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	〃
○職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	43
○職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	47
○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	〃
○職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	50
○家畜伝染病防疫作業につき特殊勤務手当を支給されるべき伝染性疾病について	〃
○非常災害時等の緊急業務等に従事する職員の特殊勤務手当について定めた公示の一部改正	〃

本号で公布された条例のあらまし

◇京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例(京都府条例第36号)(職員総務課)

1 改正の理由

知事及び副知事（以下「知事等」という。）の給与について、京都府特別職報酬等審議会の答申を踏まえて地域手当を廃止の上、給料に一元化するとともに、これを受けた知事等の退職手当の額の算出上の特例措置を講じるほか、教育長その他常勤の行政委員の給与についても、これに準じた見直しを行うため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 知事等の給料の月額について、知事は141万3,400円、副知事は111万9,100円とするとともに、地域手当を廃止することとした。(第1条（第2条、第3条、第5条）関係)

- (2) 当分の間、退職手当の額の算出に当たっては、知事等の給料の月額の特例について定める条例があるときは、当該条例の規定の適用後の給料の月額を基礎額とすることとした。(第1条(附則第2項)関係)
- (3) 教育長その他常勤の行政委員の給与について、知事等に準じた見直しを行うこととした。(第2条～第4条関係)
- 3 施行期日
令和8年4月1日

◇職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（京都府条例第37号）（職員総務課、教育庁教職員企画課）

1 改正の理由

令和7年10月22日付けで職員の給与等に関する人事委員会の報告・勧告がなされたこと及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）の一部の施行等を踏まえ、職員の給与等について所要の改定を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 給料表（第1条（別表第1～別表第6）関係）
 ア 各給料表の給料月額を引き上げることとした。
 イ 教職調整額の対象とならない校長、副校長及び教頭の給料月額に一定の額を加算することとした。
- (2) 教職調整額（第1条（第7条の2、附則第26項）関係）
 給料月額の100分の4から100分の10に、かつ、段階的に引き上げることとした。
- (3) 手当
 ア 特地勤務手当（第1条（第14条の2）関係）
 地域手当との併給調整を廃止することとした。
 イ 宿日直手当（第1条（第16条）関係）
 勤務1回に係る支給額の限度額を引き上げることとした。
 ウ 初任給調整手当（第1条（第19条の2）関係）
 医療職給料表(1)の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を417,600円に、医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける職員のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職に在職する職員に対する支給月額の限度額を52,100円に、それぞれ引き上げることとした。
 エ 期末手当（第1条（第20条）関係）
 (ア) 支給割合を100分の126.25（特定管理職員にあっては100分の106.25、指定職給料表の適用を受ける職員にあっては100分の67.5）に引き上げることとした。
 (イ) 定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を100分の71.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）に引き上げることとした。
 オ 勤勉手当（第1条（第21条）関係）
 支給割合を100分の106.25（特定管理職員にあっては100分の126.25、指定職給料表の適用を受ける職員にあっては100分の107.5）に引き上げることとした。
 カ 義務教育等教員特別手当（第1条（第22条）関係）
 校務類型に応じて支給し、その困難性を考慮して支給額を定めることとした。
 キ 地域手当（第1条（別表第15）、第2条（別表第15、附則第27項）関係）
 一部の級地区分の支給割合の引上げ及び支給地域の区分の再編成をそれぞれ段階的に行うこととした。
- (4) 特殊勤務手当
 ア 非常災害等の緊急業務等に従事する職員の特殊勤務手当（第3条（第15条）関係）
 支給単価を引き上げるとともに、支給要件を緩和することとした。
 イ 多学年学級を担当する職員の特殊勤務手当（第3条（旧第16条）関係）
 手当を廃止することとした。
- (5) 任期付研究員及び任期付職員の給料等
 ア 給料表（第4条（別表第1～別表第3）関係）
 各給料表の給料月額を引き上げることとした。
 イ 期末手当及び勤勉手当（第4条（第7条）関係）
 期末手当の支給割合を100分の175（特定任期付職員にあっては100分の96.25）に引き上げるとともに、特定任期付職員の勤勉手当の総額を勤勉手当基礎額に100分の88.75を乗じて得た額の総額を超えないこととした。
- (6) 知事等の期末手当（第5条（第5条）関係）

支給割合を100分の175に引き上げることとした。

(7) 府議会議員の期末手当（第6条（第4条）関係）

支給割合を100分の172.5に引き上げることとした。

(8) その他

その他所要の規定整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年12月25日。ただし、2の(1)のイ、(2)、(3)のカ及び(4)については令和8年1月1日、2の(3)のキの一部については令和8年4月1日

(2) 適用

2の(1)のア、(3)のアからウまで及びキの一部並びに(5)のアについては令和7年4月1日から、2の(3)のエ及びオ、(5)のイ、(6)並びに(7)については令和7年6月1日からそれぞれ適用することとした。（附則第2項関係）

(3) 経過措置

特殊勤務手当の支給に關し、所要の経過措置を定めることとした。（附則第4項、第5項関係）

◇京都府手数料徴収条例の一部を改正する条例（京都府条例第38号）（自治振興課、建築指導課）

1 改正の理由

政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）による政党助成法（平成6年法律第5号）の一部改正及び老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）によるマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 政党助成法第32条第5項の規定による都道府県提出文書の写しの交付に係る手数料を徴収することとした。（別表第2関係）

(2) マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項の規定によるマンションの高さ制限の緩和の特例に関する許可の申請に対する審査に係る手数料を徴収することとした。（別表第2関係）

3 施行期日

令和8年1月1日。ただし、2の(2)については、令和8年4月1日

◇京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等の一部を改正する条例（京都府条例第39号）（文教課、こども・子育て総合支援室、障害者支援課、家庭・青少年支援課、教育庁学校教育課）

1 改正の理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴うほか、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）並びに幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号）の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例（平成18年京都府条例第46号）について、所要の規定整備を行うこととした。（第1条関係）

(2) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第34号）について、乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことを可能とすることとした。（第2条関係）

(3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第35号）の一部改正

ア 乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことを可能とすることとした。（第3条（第29条第2項）関係）

イ その他所要の規定整備を行うこととした。

- (4) 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第36号）の一部改正
 ア 乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことを可能とすることとした。（第4条（第14条第2項）関係）
 イ 乳児院等の長等及び児童自立支援専門員等の任用要件の見直しに伴い、乳児院等の長等の任用要件にこども家庭ソーシャルワーカー等の資格を有する者を追加することとした。（第4条（第29条第1項、第37条第1項、第38条、第60条第1項、第61条、第96条第1項、第104条第1項、第105条、第106条）関係）
 ウ その他所要の規定整備を行うこととした。
- (5) 児童福祉法に基づく一時保護施設の設備等の基準に関する条例（令和7年京都府条例第12号）の一部改正
 ア 児童福祉法に基づく一時保護施設に置くこととされる保育士について、地域限定保育士の配置を可能とすることとした。（第5条（第18条第1項）関係）
 イ 乳児院等の長等及び児童自立支援専門員等の任用要件の見直しに伴い、児童指導員の任用要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加することとした。（第5条（第21条第1項）関係）
 ウ その他所要の規定整備を行うこととした。

3 施行期日

令和7年12月25日。ただし、2の(4)及び(5)の一部については、令和8年3月1日

◇京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第40号）（港湾企画課）

1 改正の理由

舞鶴港等の港湾の使用に係る受益者負担の適正化を図る等のため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 岸壁及び桟橋の使用料について、使用時間の区分を細分化し、使用時間に応じた金額とすることとした。（別表第1関係）
 (2) 管理棟を1日単位で通常使用する場合の使用料を徴収することとした。（別表第1関係）
 (3) 港湾施設を工事用施設及び工事用材料の置場として占用する場合の占用料を徴収することとした。（別表第3関係）
 (4) その他所要の規定整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日。ただし、(3)については、令和7年12月25日

(2) 経過措置

この条例の施行の日前に受けた通常使用の承認に係る使用料については、なお従前の例によることとした。（附則第2項関係）

(3) 準備行為

工事用施設及び工事用材料の置場に係る占用の許可については、この条例の施行の日前においても、その申請を行うことができることとした。（附則第3項関係）

◇京都府未来人材共創基金条例（京都府条例第41号）（教育庁高校教育課）

1 制定の理由

京都をはじめ我が国の文化、歴史、自然等（以下「文化等」という。）への誇りと愛着を胸に置きつつ、異なる文化等を背景とした意見の多様性を尊重することができる国際的な視野に立って、社会の諸課題を自己の課題として提起し、及びその解決に寄与する新たな価値を生み出すことができる、次代の社会を担う人材の育成を目的として、府、産業界、大学その他の関係者相互間の連携の下に、高校生等の海外における探究学習を支援することを目的とする京都府未来人材共創基金（以下「基金」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

2 制定の内容

- (1) 基金の設置について定めることとした。（第1条関係）
 (2) 基金として積み立てる額について定めることとした。（第2条関係）
 (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管することとした。（第3条関係）
 (4) 基金の運用収益は、予算に計上し、基金に繰り入れることとした。（第4条関係）
 (5) 基金は、その目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第5条関係）

- (6) 知事は、財政上必要があると認めるときは、繰戻し方法等を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるとした。(第6条関係)
- (7) その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。(第7条関係)

3 施行期日

令和7年12月25日

◇警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例(京都府条例第42号)(警察本部警務課)

1 改正の理由

治安情勢に的確に対応し、より高い水準の治安を府民に提供していくための警察署の再編整備の実施に伴い、警察署の名称、位置及び管轄区域について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 京都府川端警察署を廃止することとした。(別表関係)
- (2) 京都府下鴨警察署の名称を「京都府左京警察署」に改め、その管轄区域を「京都市左京区」とすることとした。(別表関係)

3 施行期日

令和8年3月16日

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

京都府手数料徴収条例の一部を改正する条例

京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等の一部を改正する条例

京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例の一部を改正する条例

京都府未来人材共創基金条例

警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

令和7年12月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府条例第36号

京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和22年京都府条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、地域手当」を削る。

第3条を次のように改める。

(給料の額)

第3条 知事の給料の月額は、141万3,400円とする。

2 副知事の給料の月額は、111万9,100円とする。

第5条第2項中「それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職した日現在)において知事等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額」を「期末手当基礎額」に改め、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同条中同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(第1項後段に規定する者にあつては、退職した日現在)において知事等が受けるべき給料の月額に100分の145を乗じて得た額とする。

附則第2項を次のように改める。

2 当分の間、第6条第2項中「月額」とあるのは、「月額(知事等の給料の月額の特例について定める条例であつて、同日において効力を有するものがあるときは、同日における当該条例の規定の適用後の給料の月額。次条第3項第2号において同じ。)」とする。

(京都府教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 京都府教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成27年京都府条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、地域手当」を削る。

第3条中「809,100円」を「88万5,100円」に改める。

第5条の見出しを「(期末手当等)」に改め、同条第1項中「地域手当及び」を削り、同条第2項中「とする」を「と、知事等の給与条例附則第2項中「知事等」とあるのは「京都府教育委員会教育長」とする」に改める。

(京都府監査委員等の報酬及び給与並びに費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 京都府監査委員等の報酬及び給与並びに費用弁償及び旅費に関する条例(平成3年京都府条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、地域手当」を削る。

第3条第2項第1号中「688,200円」を「752,800円」に改め、同項第2号中「678,900円」を「742,700円」に改める。

第5条の見出しを「(期末手当等)」に改め、同条第1項中「地域手当及び」を削る。

(京都府人事委員会の委員の報酬、給料並びに費用弁

償、旅費及びその他の給与条例の一部改正)

第4条 京都府人事委員会の委員の報酬、給料並びに費用弁償、旅費及びその他の給与条例(昭和26年京都府条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「688,200円」を「752,800円」に、「678,900円」を「742,700円」に改める。

第4条第1項中「、地域手当」を削り、同条第2項中「地域手当及び」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

京都府条例第37号

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「に限る」を「(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものを除く。)に限る」に、「100分の4」を「100分の10」に改め、同条第2項中「第12条の2」を「第12条、第12条の3」に改め、「、第12条の5」を削る。第14条の2第3項を削る。

第16条第2項中「5,300円」を「5,600円」に、「2万1,000円」を「2万2,500円」に、「7,400円」を「7,700円」に、「7,950円」を「8,400円」に、「3万1,500円」を「3万3,750円」に、「1万1,100円」を「1万1,550円」に改める。

第19条の2第1項第1号中「416,600円」を「417,600円」に改め、同項第2号中「51,600円」を「52,100円」に改める。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の66.25」を「100分の67.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の60」を「100分の61.25」に改める。

第21条第2項第1号ア中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125」を「100分の126.25」に改め、同号イ中「100分の106.25」を「100分の107.5」に改める。

第22条第1項中「には」の右に「、その分掌する校務類型(教育公務員特例法第13条第2項に規定する校務類型をいう。次項において同じ。)に応じて」を加え、同条第2項中「8,000円」を「8,600円」に、「応じて」を「応じ、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同条中同項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 教育公務員特例法第13条第2項に規定する条例で定める校務の種類は、同項の文部科学省令で定める基準を参考して人事委員会規則で定める校務の種類とする。

附則に次の1項を加える。

26 次の表の左欄に掲げる期間における第7条の2第1項並びに別表第3イの備考の2及びウの備考の2の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのはそれぞれ次の表の中欄に掲げる字句と、別表第3イの備考の2及びウの備考の2中「100分の110」とあるのはそれぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から 同年12月31日まで	100分の5	100分の105
令和9年1月1日から 同年12月31日まで	100分の6	100分の106
令和10年1月1日から 同年12月31日まで	100分の7	100分の107
令和11年1月1日から 同年12月31日まで	100分の8	100分の108
令和12年1月1日から 同年12月31日まで	100分の9	100分の109

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員 の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	197,700	244,400	279,000	312,800	335,800	370,400	424,800	476,500	530,400	572,600
	2	198,800	245,700	280,000	314,300	337,700	372,100	426,700	481,900	537,200	579,700
	3	200,000	247,100	281,000	315,700	339,500	373,700	428,600	486,800	542,300	585,700
	4	201,100	248,500	282,000	317,200	341,200	375,300	430,500	491,400	546,600	590,500
	5	202,300	249,900	283,000	318,600	342,900	376,900	432,300	495,500	550,000	594,500
	6	204,000	251,300	284,000	319,700	344,600	378,800	434,100	498,900	553,200	597,500
	7	205,600	252,700	285,000	320,700	346,300	380,300	435,900	501,800	556,200	599,900
	8	207,200	254,200	286,000	321,900	348,000	381,900	437,700	504,400	558,700	601,800
	9	208,700	255,600	287,000	323,100	349,600	383,200	439,300	506,400	560,700	
	10	210,400	256,800	288,000	324,700	351,300	384,800	440,900			
	11	212,000	258,100	289,000	326,400	353,000	386,400	442,400			
	12	213,700	259,400	290,000	328,000	354,600	387,900	443,900			
	13	215,200	260,600	291,000	329,400	356,100	389,900	445,400			
	14	216,900	261,800	292,300	331,000	357,800	391,800	446,700			
	15	218,600	263,000	293,600	332,600	359,400	393,700	448,000			
	16	220,300	264,300	294,800	334,200	360,900	395,500	449,200			
	17	221,500	265,400	296,100	335,600	362,300	397,000	450,400			
	18	223,200	266,500	297,400	337,400	364,000	398,900	451,800			
	19	224,800	267,600	298,600	339,000	365,600	400,600	453,100			
	20	226,300	268,700	299,800	340,600	367,200	402,200	454,300			
	21	227,800	269,600	300,800	342,000	368,400	403,900	455,500			
	22	229,400	270,600	302,000	343,700	369,900	405,300	456,300			
	23	231,000	271,600	303,200	345,400	371,400	406,700	457,100			
	24	232,600	272,600	304,500	347,100	372,900	408,100	457,900			
	25	234,300	273,600	305,900	348,300	374,600	409,600	458,500			
	26	236,000	274,600	306,900	350,200	376,400	410,800	459,100			
	27	237,300	275,400	307,900	351,900	378,100	412,000	459,700			
	28	238,600	276,300	308,900	353,500	379,800	413,000	460,300			
	29	239,900	277,100	310,000	355,000	381,200	414,100	461,100			
	30	241,000	277,900	311,200	356,600	382,500	415,300	461,900			
	31	242,100	278,700	312,300	358,300	383,700	416,400	462,300			
	32	243,200	279,400	313,500	359,900	385,100	417,500	463,000			
	33	244,400	280,100	314,600	361,600	386,200	418,200	463,500			
	34	245,300	280,900	316,000	363,400	387,100	418,900	463,900			
	35	246,200	281,700	317,300	365,200	388,100	419,600	464,300			
	36	247,200	282,300	318,600	367,000	389,200	420,300	464,700			
	37	248,200	283,000	319,800	368,600	390,000	420,900	465,100			
	38	249,100	283,800	321,100	370,000	390,900	421,500	465,400			
	39	250,000	284,500	322,400	371,400	391,800	422,000	465,700			
	40	250,800	285,300	323,700	372,800	392,600	422,400	466,000			
	41	251,600	286,000	325,000	374,300	393,400	422,800	466,300			
	42	252,300	286,700	326,300	375,100	394,200	423,000	466,600			
	43	252,900	287,400	327,600	376,000	395,000	423,300	466,900			
	44	253,500	288,100	328,700	377,000	395,700	423,600	467,200			
	45	254,300	288,800	329,600	377,900	396,400	423,900	467,500			
	46	254,900	289,400	330,900	379,100	397,100	424,200				
	47	255,500	290,100	332,200	380,000	397,800	424,500				
	48	256,100	290,700	333,500	381,000	398,500	424,800				
	49	256,600	291,400	334,600	381,900	399,100	425,000				
	50	257,200	292,000	335,900	382,600	399,700	425,300				
	51	257,800	292,700	337,200	383,300	400,300	425,500				
	52	258,300	293,400	338,400	383,900	401,000	425,800				
	53	258,700	293,900	339,700	384,300	401,400	426,000				
	54	259,100	294,500	340,700	384,900	402,000	426,300				
	55	259,400	295,100	341,800	385,500	402,600	426,600				
	56	259,700	295,900	342,900	386,200	403,100	426,900				
	57	260,000	296,500	343,600	386,500	403,500	427,100				
	58	260,300	297,100	344,500	387,200	404,100	427,400				
	59	260,600	297,700	345,200	387,900	404,700	427,700				
	60	260,900	298,400	346,000	388,600	405,200	427,900				

61	261,200	299,000	346,800	388,900	405,600	428,100
62	261,500	299,600	347,300	389,400	406,100	428,400
63	261,800	300,100	347,800	390,000	406,600	428,700
64	262,100	300,600	348,500	390,600	407,200	428,900
65	262,400	301,100	349,300	390,900	407,500	429,100
66	262,700	301,700	350,000	391,500	407,900	429,400
67	263,000	302,200	350,700	392,200	408,200	429,700
68	263,300	302,800	351,300	392,800	408,600	430,000
69	263,600	303,200	351,800	393,200	408,900	430,200
70	263,900	303,700	352,400	393,700	409,300	430,500
71	264,300	304,200	352,900	394,300	409,600	430,800
72	264,600	304,800	353,500	394,800	409,800	431,000
73	264,900	305,300	353,800	395,300	410,000	431,200
74	265,200	305,800	354,300	395,900	410,300	
75	265,500	306,100	354,600	396,300	410,600	
76	265,800	306,400	355,000	396,600	410,800	
77	266,100	306,600	355,400	397,000	411,000	
78	266,400	306,900	355,900	397,500	411,300	
79	266,700	307,100	356,400	397,900	411,600	
80	267,000	307,400	356,900	398,300	411,800	
81	267,300	307,600	357,200	398,800	412,000	
82	267,600	307,800	357,700	399,300	412,300	
83	267,900	308,100	358,100	399,700	412,600	
84	268,200	308,300	358,500	400,100	412,800	
85	268,500	308,600	358,800	400,400	413,000	
86	268,800	308,800	359,200	400,900		
87	269,100	309,100	359,600	401,300		
88	269,400	309,400	360,000	401,700		
89	269,700	309,700	360,200	402,000		
90	270,000	310,000	360,600	402,500		
91	270,300	310,300	361,000	402,900		
92	270,600	310,600	361,400	403,300		
93	270,900	310,800	361,600	403,600		
94		311,000	361,900			
95		311,300	362,300			
96		311,700	362,600			
97		311,900	362,900			
98		312,200	363,300			
99		312,500	363,700			
100		312,900	364,100			
101		313,100	364,600			
102		313,400	365,000			
103		313,700	365,400			
104		314,000	365,800			
105		314,200	366,300			
106		314,500	366,700			
107		314,800	367,000			
108		315,100	367,300			
109		315,300	367,800			
110		315,600				
111		316,100				
112		316,400				
113		316,600				
114		316,800				
115		317,100				
116		317,500				
117		317,700				
118		317,900				
119		318,200				
120		318,500				
121		318,800				
122		319,000				
123		319,300				
124		319,600				
125		319,900				

定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料 月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		202,300	230,000	272,100	292,900	308,700	335,100	378,500	413,200	466,900	549,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		号給	給料月額							
定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	227,800	249,000	272,200	311,200	347,500	369,300	400,600	437,300	484,500
	2	230,200	251,200	274,100	312,200	349,000	371,000	402,300	438,900	490,500
	3	232,600	253,400	276,300	313,100	350,400	372,700	403,900	440,500	495,500
	4	235,100	255,700	278,400	314,000	351,900	374,300	405,600	442,000	499,700
	5	237,400	257,900	280,400	314,600	353,400	375,900	407,100	443,500	503,800
	6	239,800	259,900	281,700	315,300	354,800	377,600	408,700	445,100	507,200
	7	242,200	261,900	283,000	316,000	356,100	379,300	410,400	446,500	510,100
	8	244,500	263,700	284,300	316,700	357,500	380,800	412,000	447,900	512,700
	9	246,700	265,600	285,700	317,300	358,800	382,300	413,500	449,000	514,900
	10	248,800	267,300	287,000	318,000	360,400	383,900	415,100	450,400	
	11	250,900	269,000	288,200	318,700	362,000	385,500	416,700	452,000	
	12	252,900	270,400	289,400	319,300	363,600	387,100	418,300	453,500	
	13	254,900	271,800	290,600	320,000	365,000	388,800	419,900	454,800	
	14	256,900	273,600	291,600	320,700	366,600	390,400	421,900	456,500	
	15	258,900	275,000	292,600	321,300	368,200	392,000	423,900	458,100	
	16	260,500	276,400	294,000	322,100	369,700	393,600	425,900	459,700	
	17	262,100	277,800	295,100	322,800	371,200	395,200	427,400	461,200	
	18	263,600	279,000	296,300	323,600	372,800	396,800	429,100	462,900	
	19	265,200	280,200	297,400	324,600	374,300	398,400	430,800	464,600	
	20	266,700	281,300	298,500	325,400	375,800	400,100	432,500	466,200	
	21	268,200	282,600	299,700	326,400	377,300	401,600	434,100	467,600	
	22	269,700	283,700	300,300	327,600	379,000	403,200	435,600	468,300	
	23	271,200	285,000	300,800	328,900	380,600	404,900	437,100	469,000	
	24	272,700	286,100	301,400	330,200	382,200	406,600	438,500	469,700	
	25	274,200	287,400	301,800	331,400	383,600	408,300	439,700	470,100	
	26	275,500	288,700	302,400	332,900	385,300	410,400	441,300	470,600	
	27	276,700	289,900	302,900	334,200	387,000	412,200	442,800	471,300	
	28	277,900	291,100	303,400	335,200	388,700	414,100	444,200	471,900	
	29	279,100	292,000	303,800	336,100	390,300	415,800	445,700	472,500	
	30	280,200	293,000	304,400	337,400	391,900	417,200	447,000	473,200	
	31	281,300	294,100	304,900	338,500	393,500	418,400	448,200	473,700	
	32	282,400	295,100	305,400	339,600	395,100	419,800	449,400	474,200	
	33	283,700	296,400	306,000	340,700	396,800	420,800	450,400	474,700	
	34	285,100	297,000	306,600	341,900	398,900	421,900	451,200	475,000	
	35	286,300	297,600	307,000	343,100	400,900	422,900	451,900	475,300	
	36	287,600	298,200	307,400	344,100	402,900	423,900	452,600	475,700	
	37	288,500	298,600	307,900	345,200	404,600	425,000	453,100	476,000	
	38	289,500	299,200	308,500	346,400	406,300	426,100	453,500	476,200	
	39	290,600	299,800	309,100	347,700	407,800	427,200	453,900	476,500	
	40	291,700	300,300	309,600	348,900	409,400	428,300	454,200	476,700	
	41	292,900	300,700	310,200	350,000	410,600	429,500	454,500	477,000	
	42	293,500	301,300	310,900	351,100	411,600	430,400	454,800	477,200	
	43	294,100	301,900	311,600	352,300	412,600	431,200	455,100	477,400	
	44	294,600	302,400	312,200	353,500	413,600	431,800	455,400	477,600	

45	295,000	302,800	312,800	354,600	414,600	432,300	455,600	478,000
46	295,600	303,300	313,600	355,900	415,700	433,000	455,900	
47	296,100	303,800	314,400	357,100	416,800	433,700	456,200	
48	296,600	304,300	315,100	358,400	417,900	434,300	456,400	
49	297,000	304,800	316,000	359,600	419,200	435,000	456,700	
50	297,500	305,300	317,000	360,900	420,100	435,400	457,000	
51	298,000	306,000	318,000	362,200	420,900	436,000	457,300	
52	298,500	306,500	319,000	363,500	421,500	436,600	457,600	
53	299,000	307,100	320,000	364,400	422,000	437,000	457,800	
54	299,600	307,700	321,100	365,700	422,700	437,400	458,100	
55	300,000	308,400	322,100	366,900	423,300	437,900	458,300	
56	300,400	309,000	323,100	368,200	424,000	438,400	458,600	
57	300,900	309,600	324,100	369,300	424,300	438,900	458,800	
58	301,400	310,400	325,200	370,600	425,000	439,400	459,100	
59	301,900	311,200	326,400	372,000	425,700	439,800	459,400	
60	302,300	311,900	327,500	373,400	426,200	440,300	459,600	
61	302,800	312,700	328,300	374,700	426,600	440,700	459,800	
62	303,200	313,500	329,400	376,200	427,000	441,000	460,100	
63	303,700	314,300	330,500	377,700	427,500	441,300	460,400	
64	304,100	315,200	331,600	379,200	428,000	441,600	460,700	
65	304,600	316,100	332,500	380,400	428,500	441,800	461,000	
66	305,100	316,900	333,600	381,800	428,900	442,100	461,300	
67	305,600	317,700	334,700	383,100	429,400	442,400	461,600	
68	306,000	318,500	335,800	384,500	430,000	442,600	461,900	
69	306,500	319,400	336,900	385,600	430,500	442,800	462,100	
70	306,900	320,200	338,000	386,800	431,000	443,100	462,400	
71	307,300	321,100	339,200	388,000	431,600	443,400	462,700	
72	307,800	322,000	340,400	389,300	432,100	443,600	463,000	
73	308,300	322,600	341,100	390,600	432,500	443,800	463,200	
74	308,800	323,500	342,400	391,800	433,100	444,100		
75	309,400	324,400	343,700	393,000	433,500	444,400		
76	309,800	325,200	345,000	394,100	433,700	444,600		
77	310,300	325,800	346,200	395,200	434,000	444,800		
78	310,800	326,800	347,700	396,400	434,500	445,100		
79	311,400	327,700	349,100	397,500	434,800	445,400		
80	312,000	328,700	350,500	398,800	435,100	445,600		
81	312,500	329,600	351,800	399,900	435,400	445,800		
82	313,000	330,600	353,400	400,500	435,800	446,100		
83	313,700	331,500	354,900	401,000	436,200	446,400		
84	314,300	332,500	356,400	401,500	436,600	446,600		
85	314,900	333,400	357,900	402,100	436,900	446,800		
86	315,500	334,400	359,400	402,700	437,300			
87	316,300	335,400	360,900	403,300	437,700			
88	317,000	336,400	362,300	403,900	438,100			
89	317,700	337,400	363,600	404,200	438,400			
90	318,400	338,700	364,800	404,700	438,800			
91	319,100	339,900	366,000	405,200	439,200			
92	319,800	341,100	367,300	405,700	439,600			
93	320,300	342,300	368,700	406,100	439,900			
94	321,200	343,600	370,200	406,500	440,400			
95	322,100	344,800	371,700	407,000	440,800			
96	322,900	346,000	373,100	407,500	441,200			
97	323,600	347,300	374,400	407,900	441,500			
98	324,500	348,600	375,600	408,400				
99	325,400	349,800	376,700	408,900				
100	326,400	351,000	377,900	409,400				
101	327,300	352,400	379,100	409,700				
102	328,300	353,300	380,200	410,100				
103	329,300	354,300	381,300	410,500				

104	330,200	355,400	382,400	410,800					
105	331,000	356,500	383,600	411,100					
106	331,600	357,700	384,100	411,600					
107	332,200	358,700	384,700	412,100					
108	332,800	359,700	385,300	412,600					
109	333,300	360,900	385,900	412,900					
110	333,800	361,900	386,400	413,400					
111	334,200	362,900	386,800	413,900					
112	334,700	363,800	387,300	414,400					
113	335,500	364,700	387,700	414,700					
114	336,100	365,600	388,100	415,200					
115	336,900	366,500	388,700	415,700					
116	337,500	367,500	389,200	416,200					
117	338,100	368,600	389,600	416,600					
118	338,800	369,000	390,100	417,100					
119	339,500	369,600	390,700	417,500					
120	340,200	370,200	391,200	418,000					
121	340,800	370,500	391,400	418,400					
122	341,100	370,900	391,900	418,900					
123	341,600	371,300	392,400	419,300					
124	342,100	371,700	392,800	419,900					
125	342,400	372,100	393,300	420,300					
126		372,500	393,800	420,800					
127		372,900	394,300	421,200					
128		373,300	394,800	421,700					
129		373,700	395,100	422,100					
130		374,100	395,600	422,600					
131		374,500	396,100	423,000					
132		374,900	396,600	423,500					
133		375,100	396,900	423,900					
134		375,600	397,400						
135		375,900	397,800						
136		376,200	398,200						
137		376,500	398,500						
138		376,900	399,000						
139		377,400	399,500						
140		377,900	400,000						
141		378,300	400,300						
142		378,800							
143		379,300							
144		379,800							
145		380,100							
定年 前再 任用 短時間勤務職員	基準給料 月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	257,900	270,100	274,700	307,600	325,000	339,800	364,200	400,900	434,100

備考 この表は、警察に勤務する職員のうちで警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある警察官に適用する。

別表第3イ及びウを次のように改める。

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	215,000	262,300	335,700	393,200	469,200
	2	217,400	263,700	337,600	394,700	471,000
	3	219,700	265,200	339,400	396,100	472,900
	4	222,000	266,600	341,100	397,500	474,700
	5	224,300	268,000	342,700	399,000	476,400
	6	226,600	269,200	344,600	400,400	478,100
	7	228,800	270,400	346,500	401,900	480,000
	8	231,000	271,600	348,400	403,300	481,900
	9	233,300	272,900	350,200	404,600	483,600
	10	235,500	274,000	352,200	406,000	485,200
	11	237,700	275,200	354,000	407,500	486,800
	12	239,900	276,400	355,700	409,000	488,300
	13	242,100	277,700	357,500	410,400	489,800
	14	244,300	279,400	359,200	411,900	491,100
	15	246,400	281,100	360,700	413,400	492,600
	16	248,500	282,800	362,300	414,900	493,900
	17	250,600	284,500	363,900	416,300	495,100
	18	252,400	286,600	365,200	417,900	495,700
	19	254,200	288,800	366,400	419,600	496,300
	20	255,900	291,000	367,500	421,100	497,000
	21	257,600	293,200	368,900	422,300	497,600
	22	258,900	295,500	370,500	423,700	498,200
	23	260,200	297,700	372,100	425,100	498,800
	24	261,400	299,800	373,600	426,400	499,500
	25	262,600	301,800	375,000	428,000	500,100
	26	263,800	303,700	376,600	429,400	500,700
	27	265,100	305,700	378,200	430,800	501,300
	28	266,300	307,500	379,700	432,200	502,000
	29	267,400	309,300	381,200	433,600	502,700
	30	268,400	311,200	382,800	434,900	503,300
	31	269,500	313,000	384,400	436,400	503,900
	32	270,500	314,700	385,900	437,900	504,600
	33	271,600	316,500	387,400	439,500	505,200
	34	272,700	318,300	389,100	441,000	
	35	273,900	320,000	390,600	442,600	
	36	275,300	321,600	392,100	444,100	
	37	276,500	323,200	393,600	445,800	
	38	277,600	324,900	395,100	447,300	
	39	278,800	326,800	396,600	448,900	
	40	279,900	328,500	398,000	450,600	
	41	281,200	329,800	399,400	452,100	
	42	282,200	331,700	400,900	453,600	
	43	283,200	333,500	402,300	454,800	
	44	284,100	335,200	403,700	456,000	
	45	284,700	336,900	405,200	457,200	
	46	285,600	338,800	406,800	458,500	
	47	286,400	340,500	408,400	459,700	
	48	287,200	342,200	409,900	461,000	
	49	287,900	343,900	411,100	462,100	
	50	288,700	345,600	412,500	463,300	
	51	289,400	347,400	413,900	464,500	
	52	290,200	349,100	415,200	465,700	

53	291,000	350,800	416,400	466,900
54	291,800	352,100	417,600	468,100
55	292,500	353,400	418,900	469,300
56	293,300	354,700	420,300	470,500
57	294,000	356,200	421,600	471,700
58	294,600	357,900	422,900	472,300
59	295,500	359,400	424,300	472,800
60	296,300	361,000	425,500	473,300
61	297,000	362,400	426,700	473,800
62	297,600	364,000	428,100	474,400
63	298,400	365,600	429,500	474,900
64	299,000	367,000	430,900	475,400
65	300,000	368,600	432,100	475,900
66	300,800	370,200	433,300	476,500
67	301,500	371,800	434,600	477,000
68	302,200	373,300	436,000	477,500
69	302,800	374,800	437,300	478,000
70	303,500	376,400	438,500	478,600
71	304,200	377,900	439,500	479,100
72	304,900	379,500	440,800	479,600
73	305,700	381,000	442,000	480,100
74	306,400	382,600	443,100	
75	307,100	384,200	444,300	
76	307,600	385,700	445,300	
77	308,200	387,100	446,400	
78	308,800	388,600	447,400	
79	309,500	390,000	448,400	
80	310,100	391,300	449,400	
81	310,600	392,600	450,300	
82	311,200	394,000	451,200	
83	311,900	395,300	452,000	
84	312,600	396,600	452,800	
85	313,200	397,700	453,500	
86	314,000	399,200	453,900	
87	314,700	400,500	454,300	
88	315,300	401,800	454,700	
89	316,100	403,000	455,100	
90	316,900	404,300	455,400	
91	317,700	405,400	455,700	
92	318,500	406,600	455,900	
93	319,000	407,800	456,200	
94	319,800	408,900	456,500	
95	320,600	410,200	456,800	
96	321,400	411,400	457,000	
97	322,000	412,800	457,200	
98	322,700	413,800	457,500	
99	323,500	414,800	457,800	
100	324,200	415,800	458,000	
101	325,000	416,700	458,200	
102	325,800	417,700	458,500	
103	326,800	418,800	458,800	
104	327,600	420,000	459,000	
105	328,200	420,700	459,200	
106	329,000	421,600		
107	329,800	422,500		
108	330,600	423,400		
109	331,300	424,200		

		331,700	425,000		
		332,000	425,800		
		332,500	426,600		
		333,000	427,200		
		333,400	427,900		
		333,800	428,600		
		334,200	429,300		
		334,700	430,000		
		335,200	430,500		
		335,600	430,800		
		336,100	431,100		
		336,700	431,400		
		337,100	431,700		
		337,500	432,000		
		338,000	432,200		
		338,500	432,400		
		338,800	432,700		
		339,100	433,000		
		339,400	433,200		
		339,600	433,400		
		339,900	433,700		
		340,200	434,000		
		340,400	434,200		
		340,600	434,400		
		340,800	434,700		
		341,000	435,000		
		341,300	435,200		
		341,600	435,400		
		341,800	435,700		
		342,100	436,000		
		342,400	436,200		
		342,600	436,400		
		342,800	436,700		
		343,100	437,000		
		343,300	437,200		
		343,600	437,400		
		343,800			
		344,100			
		344,400			
		344,600			
		344,800			
		345,100			
		345,400			
		345,600			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		249,600	291,700	322,200	351,600
					440,300

- 備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に11,500円（人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の110を乗じて得た額との差額を基準として人事委員会規則で定める額）を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に3,800円を、それぞれ加算した額とする。

ウ 教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	215,000	236,300	335,700	365,400	452,500
	2	217,400	238,700	337,600	366,900	453,800
	3	219,700	241,100	339,400	368,500	455,000
	4	222,000	243,700	341,100	369,900	456,300
	5	224,300	246,100	342,700	371,300	457,400
	6	226,600	248,500	344,600	372,600	458,500
	7	228,800	250,900	346,500	373,900	459,700
	8	231,000	253,400	348,400	375,300	461,000
	9	233,300	255,900	350,200	376,700	462,300
	10	235,500	257,500	352,200	378,100	463,500
	11	237,700	259,100	354,000	379,400	464,600
	12	239,900	260,700	355,700	380,600	465,700
	13	242,100	262,300	357,500	381,800	466,900
	14	244,300	263,700	359,200	383,100	467,700
	15	246,400	265,200	360,700	384,300	468,500
	16	248,500	266,600	362,300	385,500	469,400
	17	250,600	268,000	363,900	386,500	470,300
	18	252,400	269,200	365,200	387,700	470,700
	19	254,200	270,400	366,400	389,000	471,300
	20	255,900	271,600	367,500	390,100	471,800
	21	257,600	272,900	368,900	391,100	472,300
	22	258,900	274,000	370,300	392,300	472,700
	23	260,200	275,200	371,700	393,500	473,200
	24	261,400	276,400	373,000	394,600	473,700
	25	262,600	277,700	374,200	395,600	474,200
	26	263,700	279,400	375,600	396,800	474,600
	27	264,900	281,100	376,900	397,900	475,100
	28	266,000	282,800	378,300	399,100	475,600
	29	267,200	284,500	379,500	400,200	476,100
	30	268,300	286,600	380,900	401,400	476,500
	31	269,400	288,800	382,200	402,600	477,000
	32	270,400	291,000	383,500	403,700	477,500
	33	271,500	293,200	384,800	404,700	478,000
	34	272,500	295,500	386,000	405,800	
	35	273,500	297,700	387,100	407,000	
	36	274,700	299,800	388,300	408,200	
	37	275,900	301,800	389,600	409,500	
	38	276,800	303,700	390,800	410,800	
	39	277,800	305,700	392,000	411,900	
	40	278,900	307,500	393,100	413,100	
	41	280,100	309,300	394,200	414,200	
	42	281,200	311,200	395,400	415,500	
	43	282,300	313,000	396,600	416,500	
	44	283,400	314,700	397,700	417,600	
	45	284,300	316,500	398,900	418,800	
	46	285,200	318,300	400,200	420,100	
	47	286,000	320,000	401,400	421,300	
	48	286,800	321,600	402,500	422,500	
	49	287,400	323,200	403,400	423,600	
	50	288,200	324,900	404,600	424,600	

51	288,900	326,800	405,600	425,900
52	289,600	328,500	406,700	427,100
53	290,400	329,800	407,500	428,300
54	291,200	331,700	408,600	429,400
55	291,800	333,500	409,700	430,600
56	292,500	335,200	410,700	431,700
57	293,200	336,900	411,800	432,700
58	294,000	338,800	412,800	433,900
59	294,800	340,500	413,900	435,100
60	295,500	342,200	415,000	436,300
61	296,100	343,900	416,000	436,900
62	296,800	345,600	417,100	437,700
63	297,500	347,400	418,200	438,400
64	298,000	349,100	419,200	438,900
65	298,700	350,800	420,200	439,200
66	299,400	352,100	421,100	439,500
67	300,000	353,400	422,100	439,900
68	300,600	354,700	423,100	440,400
69	301,300	356,200	423,900	440,700
70	302,000	357,800	424,700	441,100
71	302,600	359,300	425,400	441,400
72	303,300	360,800	426,200	441,700
73	303,800	362,100	426,900	442,000
74	304,400	363,600	427,500	442,300
75	305,100	365,100	428,200	442,600
76	305,700	366,500	428,900	442,900
77	306,300	368,000	429,500	443,100
78	306,900	369,500	430,300	443,400
79	307,500	371,000	430,800	443,700
80	308,100	372,500	431,400	443,900
81	308,600	373,800	431,800	444,100
82	309,100	375,100	432,200	444,400
83	309,700	376,400	432,500	444,700
84	310,300	377,600	432,700	444,900
85	310,700	378,900	432,900	445,100
86	311,100	380,100	433,200	445,400
87	311,600	381,200	433,500	445,700
88	312,100	382,300	433,700	445,900
89	312,500	383,300	433,900	446,100
90	313,000	384,400	434,200	446,400
91	313,400	385,500	434,500	446,700
92	313,900	386,600	434,700	446,900
93	314,200	387,700	434,900	447,100
94	314,700	388,900	435,200	
95	315,200	389,900	435,500	
96	315,600	391,000	435,700	
97	316,000	392,000	435,900	
98	316,400	393,000	436,200	
99	316,800	393,900	436,500	
100	317,200	394,800	436,700	
101	317,600	395,600	436,900	
102	317,900	396,600	437,200	
103	318,200	397,400	437,500	
104	318,500	398,300	437,700	
105	318,700	399,200	437,900	
106	319,000	400,100		

107	319,300	401,000
108	319,500	401,900
109	319,700	402,700
110	319,900	403,700
111	320,200	404,600
112	320,500	405,500
113	320,700	406,100
114	320,900	407,000
115	321,100	407,900
116	321,400	408,800
117	321,700	409,700
118	321,900	410,400
119	322,200	411,200
120	322,500	412,000
121	322,700	412,600
122	322,900	413,300
123	323,100	414,000
124	323,400	414,600
125	323,700	415,200
126		415,900
127		416,400
128		417,000
129		417,600
130		418,200
131		418,700
132		419,200
133		419,600
134		419,900
135		420,100
136		420,400
137		420,700
138		421,000
139		421,300
140		421,600
141		421,900
142		422,200
143		422,500
144		422,800
145		423,000
146		423,300
147		423,600
148		423,800
149		424,000
150		424,300
151		424,600
152		424,800
153		425,000
154		425,300
155		425,600
156		425,800
157		426,000

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		240,700	288,600	317,400	344,900	429,700

- 備考 1 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準じるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に11,500円（人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の110を乗じて得た額との差額を基準として人事委員会規則で定める額）を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に4,000円を、それぞれ加算した額とする。

別表第4から別表第6までを次のように改める。

別表第4 (第4条関係)

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
定年	2	307,900	418,300	472,300	572,300
前再	3	310,200	420,900	474,200	577,400
任用	4	312,400	423,300	476,100	582,100
短時	5	314,500	425,600	477,500	586,400
間勤	6	318,000	427,800	479,200	590,700
務職	7	321,500	429,800	481,000	594,100
員以	8	324,900	431,900	482,800	597,000
外の	9	328,300	434,000	484,600	599,500
職員	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	

41	408,200	479,600	536,300	
42	408,900	480,800	537,100	
43	409,500	481,900	537,900	
44	410,100	483,000	538,700	
45	410,900	484,000	539,600	
46	411,500	484,900	540,400	
47	412,100	485,800	541,200	
48	412,600	486,600	541,900	
49	413,100	487,300	542,700	
50	413,500	488,000	543,500	
51	414,000	488,700	544,200	
52	414,400	489,300	545,100	
53	414,800	489,900	546,000	
54	415,100	490,600	546,800	
55	415,400	491,200	547,700	
56	415,800	491,800	548,600	
57	416,100	492,100	549,400	
58	416,500	492,700	550,200	
59	416,800	493,300	551,000	
60	417,200	494,000	551,700	
61	417,600	494,400	552,500	
62	417,900	495,000	553,400	
63	418,200	495,700	554,300	
64	418,500	496,400	555,200	
65	418,800	496,800	556,000	
66		497,400	556,900	
67		498,000	557,800	
68		498,500	558,700	
69		499,000	559,500	
70		499,500	560,400	
71		500,000	561,300	
72		500,500	562,200	
73		500,900	563,000	
74		501,400		
75		501,800		
76		502,200		
77		502,700		
78		503,300		
79		503,800		
80		504,200		
81		504,700		
82		505,300		
83		505,900		
84		506,400		
85		506,900		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	312,900	356,500	412,800	488,500

備考 この表は、病院、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
定年	1	203,000	242,100	277,100	296,200	329,500	375,900	431,400
前再任	2	205,100	243,500	277,900	297,000	330,900	377,600	433,300
短時間勤務	3	207,200	244,800	278,600	297,700	332,300	379,300	435,300
職員以外の職員	4	209,300	246,100	279,400	298,400	333,700	380,900	437,100
	5	211,300	247,300	280,200	299,100	335,100	382,400	438,900
	6	213,400	248,400	281,000	299,800	336,800	384,000	440,600
	7	215,400	249,400	281,800	300,500	338,300	385,600	442,200
	8	217,200	250,300	282,500	301,200	339,800	387,200	443,700
	9	219,000	251,400	283,200	302,000	341,200	388,900	445,200
	10	220,900	252,500	284,000	302,700	342,800	390,900	446,500
	11	222,900	253,600	284,900	303,500	344,300	392,900	447,800
	12	225,000	254,900	285,700	304,100	345,800	394,900	449,100
	13	226,700	256,100	286,500	304,700	347,300	396,300	450,400
	14	228,700	257,300	287,300	305,900	348,900	398,000	451,700
	15	230,900	258,500	288,000	307,000	350,400	399,800	452,900
	16	233,100	259,600	288,800	308,200	351,900	401,500	454,000
	17	235,200	260,600	289,600	309,300	353,400	403,200	455,200
	18	236,300	261,600	290,400	310,500	355,000	404,700	456,300
	19	237,300	262,700	291,200	311,600	356,600	406,200	457,500
	20	238,400	263,700	291,900	312,800	358,200	407,700	458,700
	21	239,500	264,900	292,700	314,000	359,500	409,000	459,800
	22	240,300	265,800	293,600	315,200	361,000	410,400	460,600
	23	241,200	266,600	294,500	316,500	362,500	411,700	461,100
	24	242,000	267,400	295,300	317,600	364,000	412,800	461,800
	25	242,900	268,200	296,000	318,800	365,400	413,900	462,300
	26	243,900	269,000	296,900	320,000	366,900	415,000	462,700
	27	244,800	269,800	297,800	321,100	368,500	416,100	463,100
	28	245,700	270,600	298,500	322,300	369,900	417,200	463,500
	29	246,500	271,300	299,300	323,500	371,300	418,000	463,900
	30	247,300	272,100	300,300	324,700	372,900	418,800	464,300
	31	248,000	272,900	301,200	325,900	374,300	419,600	464,600
	32	248,800	273,700	302,200	327,200	375,800	420,400	464,900
	33	249,500	274,600	303,200	328,300	377,000	420,800	465,200
	34	250,100	275,400	304,300	329,400	378,200	421,400	465,500
	35	250,800	276,000	305,300	330,600	379,400	421,900	465,800
	36	251,500	276,800	306,300	331,800	380,500	422,300	466,100
	37	252,200	277,700	307,300	333,000	381,500	422,700	466,400
	38	252,800	278,500	308,300	334,200	382,300	422,900	466,700
	39	253,400	279,300	309,300	335,500	383,200	423,200	467,000
	40	254,100	280,000	310,300	336,800	384,300	423,500	467,300
	41	254,700	280,700	311,200	337,700	385,300	423,800	467,600
	42	255,300	281,500	312,400	338,900	386,300	424,100	467,900
	43	255,900	282,300	313,500	340,100	387,300	424,400	468,200
	44	256,400	283,000	314,600	341,300	388,200	424,700	468,500
	45	256,800	283,700	315,600	342,200	389,100	424,900	468,800
	46	257,400	284,500	316,800	343,200	389,900	425,200	
	47	257,800	285,400	317,900	344,200	390,800	425,500	
	48	258,200	286,100	318,900	345,100	391,600	425,800	
	49	258,600	286,800	320,000	346,000	392,100	426,000	
	50	259,100	287,500	321,000	347,000	392,900	426,200	
	51	259,600	288,100	322,100	348,000	393,700	426,500	
	52	260,100	288,800	323,200	348,900	394,500	426,800	

53	260,400	289,500	324,200	349,400	394,900	427,000
54	260,700	290,100	325,200	350,300	395,600	427,200
55	261,000	290,800	326,300	351,000	396,300	427,500
56	261,300	291,400	327,300	351,900	396,900	427,800
57	261,600	292,100	328,200	352,600	397,300	428,000
58	261,900	292,800	329,200	352,900	397,800	
59	262,200	293,500	330,200	353,300	398,400	
60	262,500	294,100	331,100	353,900	399,100	
61	262,800	294,600	332,000	354,500	399,500	
62	263,100	295,300	332,700	355,200	400,000	
63	263,400	296,000	333,400	355,900	400,500	
64	263,700	296,600	334,000	356,500	401,000	
65	264,000	297,100	334,600	357,200	401,600	
66	264,400	297,700	335,300	357,800	402,100	
67	264,700	298,400	335,900	358,400	402,700	
68	265,000	299,000	336,500	359,000	403,300	
69	265,300	299,600	337,200	359,300	403,800	
70	265,600	300,200	337,400	359,800	404,300	
71	265,900	300,800	337,800	360,200	404,700	
72	266,100	301,400	338,300	360,700	405,100	
73	266,300	302,000	338,900	361,200	405,400	
74	266,600	302,500	339,400	361,700	405,900	
75	266,900	302,900	339,900	362,200	406,300	
76	267,100	303,300	340,300	362,600	406,700	
77	267,300	303,600	340,900	362,900	407,100	
78	267,600	303,900	341,400	363,200	407,600	
79	267,900	304,100	341,800	363,400	408,000	
80	268,100	304,400	342,300	363,700	408,400	
81	268,300	304,700	342,800	364,200	408,800	
82	268,600	304,900	343,100	364,500	409,400	
83	268,900	305,200	343,300	364,800	409,800	
84	269,100	305,600	343,600	365,100	410,200	
85	269,300	305,800	344,000	365,500	410,600	
86		306,000	344,400	365,800	411,100	
87		306,200	344,700	366,100	411,500	
88		306,400	345,000	366,400	411,900	
89		306,800	345,300	366,800	412,300	
90		307,000	345,500	367,100		
91		307,200	345,900	367,300		
92		307,400	346,200	367,600		
93		307,800	346,400	368,000		
94		308,000	346,700	368,400		
95		308,200	347,100	368,800		
96		308,500	347,300	369,200		
97		308,800	347,500	369,700		
98		309,000	347,800	370,100		
99		309,200	348,100	370,500		
100		309,500	348,300	370,900		
101		309,800	348,500	371,400		
102		310,000	348,700			
103		310,200	349,100			
104		310,500	349,300			
105		310,800	349,500			
106			349,800			
107			350,200			
108			350,600			
109			350,800			

定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		203,300	230,100	259,800	273,900	300,700	343,300	387,100

備考 この表は、病院、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円
定年	1	223,900	257,200	296,800	310,300	334,000	377,000
前	2	225,800	259,300	297,300	310,800	335,000	378,800
再	3	227,600	261,500	297,800	311,300	336,000	380,500
任	4	229,300	263,700	298,300	311,800	337,000	382,200
用	5	231,000	266,000	298,700	312,300	338,000	384,000
短	6	232,900	267,000	299,200	312,800	339,200	386,000
時	7	234,800	267,800	299,700	313,400	340,400	388,000
間	8	236,500	268,700	300,100	313,800	341,600	390,100
勤	9	238,200	269,500	300,500	314,300	342,500	391,800
務	10	240,100	270,600	301,000	314,800	343,700	393,900
職	11	242,000	271,700	301,500	315,400	344,800	396,000
員	12	244,000	272,600	302,000	316,000	345,900	398,000
以	13	245,800	273,400	302,400	316,400	347,000	400,000
外	14	247,800	274,100	302,900	317,000	348,100	401,600
の	15	249,800	274,900	303,300	317,700	349,200	403,400
職	16	251,800	275,700	303,800	318,300	350,300	405,200
員	17	253,900	276,800	304,300	318,900	351,400	406,900
	18	255,900	277,700	304,700	319,800	352,500	408,600
	19	258,000	278,600	305,200	320,600	353,600	410,700
	20	260,000	279,500	305,700	321,500	354,700	412,400
	21	261,900	280,500	306,200	322,300	355,800	414,100
	22	263,100	281,500	306,600	323,200	357,000	415,800
	23	264,300	282,400	307,100	324,100	358,200	417,600
	24	265,400	283,400	307,500	324,900	359,300	419,500
	25	266,500	284,200	308,000	325,700	360,300	421,100
	26	267,300	285,200	308,600	326,600	361,600	422,800
	27	268,200	286,100	309,300	327,500	362,900	424,600
	28	269,000	287,000	310,000	328,400	364,200	426,400
	29	269,800	288,000	310,700	329,100	365,400	427,900
	30	270,500	288,700	311,400	330,200	366,900	429,400
	31	271,200	289,400	312,100	331,300	368,500	431,000
	32	271,900	290,100	312,900	332,300	370,000	432,300
	33	272,700	290,700	313,600	333,400	371,200	433,500
	34	273,300	291,300	314,400	334,400	372,700	434,600
	35	273,900	291,800	315,100	335,500	374,100	435,800
	36	274,500	292,200	315,800	336,700	375,500	437,000
	37	275,100	292,600	316,600	337,800	376,900	438,300
	38	275,800	293,200	317,400	338,900	377,900	439,400
	39	276,500	293,700	318,200	340,000	379,400	440,700
	40	277,200	294,100	319,000	341,100	380,700	441,900
	41	277,900	294,500	319,600	341,900	382,000	443,100
	42	278,500	295,000	320,500	343,000	383,400	444,100
	43	279,200	295,500	321,500	344,100	384,700	445,200
	44	279,800	296,000	322,400	345,100	386,000	446,300
	45	280,600	296,500	323,200	346,000	387,500	447,300
	46	281,300	296,900	324,200	347,000	388,800	447,800
	47	282,000	297,400	325,200	348,000	389,900	448,300
	48	282,600	297,800	326,100	349,000	391,100	448,700

49	283,100	298,300	327,100	350,200	392,200	449,300
50	283,600	298,700	328,000	351,500	393,100	449,800
51	284,000	299,200	329,000	352,700	394,100	450,200
52	284,400	299,700	330,000	353,900	395,000	450,800
53	284,700	300,100	330,800	354,800	395,600	451,300
54	285,300	300,500	331,700	356,000	396,400	451,700
55	285,700	301,000	332,700	357,100	397,200	452,000
56	286,100	301,400	333,600	358,500	398,000	452,300
57	286,500	301,900	334,500	359,500	398,800	452,700
58	286,900	302,600	335,400	360,400	399,500	
59	287,200	303,300	336,400	361,500	400,200	
60	287,500	304,000	337,400	362,700	400,800	
61	287,900	304,700	338,300	363,800	401,400	
62	288,300	305,700	339,400	365,000	402,000	
63	288,700	306,600	340,600	366,200	402,700	
64	289,000	307,300	341,800	367,200	403,300	
65	289,300	308,000	342,500	368,300	404,000	
66	289,700	308,900	343,600	369,300	404,500	
67	290,100	309,700	344,700	370,400	405,100	
68	290,400	310,500	345,600	371,500	405,600	
69	290,800	311,200	346,700	372,300	406,000	
70	291,300	312,100	347,500	373,400	406,600	
71	291,700	313,000	348,600	374,500	407,000	
72	292,000	313,800	349,700	375,500	407,300	
73	292,400	314,700	350,800	376,200	407,600	
74	292,900	315,500	352,000	377,000	408,100	
75	293,400	316,500	353,100	377,800	408,500	
76	293,900	317,400	354,200	378,600	408,800	
77	294,400	318,200	355,300	379,200	409,200	
78	294,900	319,100	356,400	379,700	409,700	
79	295,600	320,100	357,500	380,200	410,200	
80	296,000	321,000	358,600	380,700	410,600	
81	296,500	321,500	359,500	381,300	410,900	
82	296,900	322,300	360,500	381,800	411,300	
83	297,400	323,200	361,400	382,300	411,800	
84	297,900	324,000	362,400	382,800	412,200	
85	298,300	324,800	363,300	383,200	412,600	
86	298,700	325,700	364,100	383,600	413,000	
87	299,200	326,800	364,900	384,200	413,500	
88	299,700	327,800	365,700	384,700	413,900	
89	300,100	328,700	366,300	385,000	414,300	
90	300,600	329,700	366,900	385,500	414,700	
91	301,100	330,700	367,500	385,800	415,200	
92	301,600	331,700	368,200	386,100	415,600	
93	302,100	332,500	368,600	386,700	416,000	
94	302,500	333,200	369,000	387,200		
95	303,000	333,900	369,500	387,700		
96	303,600	334,500	369,900	388,200		
97	304,200	335,000	370,400	388,900		
98	304,700	335,300	370,800	389,400		
99	305,200	335,800	371,300	389,900		
100	305,800	336,400	371,700	390,300		
101	306,200	336,900	372,000	390,900		
102	306,700	337,400	372,500	391,400		
103	307,100	338,000	372,800	391,900		
104	307,500	338,500	373,100	392,400		
105	307,900	338,900	373,500	393,000		
106	308,300	339,400	374,000	393,400		
107	308,700	339,900	374,500	393,900		
108	309,000	340,400	375,000	394,400		
109	309,200	340,800	375,500	395,000		
110	309,500	341,100	376,000			
111	309,700	341,400	376,500			
112	310,000	341,700	376,900			
113	310,300	342,000	377,300			

114	310,500	342,400	377,700				
115	310,800	342,700	378,300				
116	311,000	343,000	378,800				
117	311,300	343,200	379,200				
118	311,500	343,500	379,700				
119	311,800	343,800	380,200				
120	312,100	344,000	380,700				
121	312,400	344,200	381,000				
122	312,700	344,500					
123	313,000	344,800					
124	313,300	345,100					
125	313,500	345,300					
126	313,700	345,600					
127	314,000	345,900					
128	314,400	346,100					
129	314,600	346,300					
130	314,900	346,500					
131	315,200	346,800					
132	315,600	347,100					
133	315,800	347,400					
134	316,200	347,800					
135	316,500	348,200					
136	316,800	348,600					
137	317,000	348,900					
138	317,300	349,300					
139	317,600	349,700					
140	317,900	350,100					
141	318,100	350,400					
142	318,400	350,800					
143	318,800	351,100					
144	319,100	351,500					
145	319,300	351,800					
146	319,500	352,200					
147	319,800	352,600					
148	320,100	353,000					
149	320,300	353,300					
150	320,500	353,700					
151	320,800	354,100					
152	321,100	354,500					
153	321,500	354,800					
154	321,700						
155	321,900						
156	322,200						
157	322,500						
158	322,800						
159	323,100						
160	323,400						
161	323,800						
162	324,100						
163	324,400						
164	324,700						
165	325,100						
166	325,400						
167	325,700						
168	326,000						
169	326,500						
定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	251,200	272,300	280,000	290,900	308,100	347,000	

備考 この表は、病院に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第4条関係)

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	198,100	249,200	342,200	392,300	464,600
	2	199,200	253,500	344,200	393,700	474,900
	3	200,400	256,400	346,200	395,100	484,700
	4	201,500	259,100	348,200	396,500	494,700
	5	202,700	261,700	350,000	397,900	504,700
	6	204,900	263,400	352,000	399,400	514,800
	7	207,000	265,000	353,900	400,700	523,600
	8	209,100	266,500	355,800	402,100	531,500
	9	211,200	268,000	357,600	403,500	539,400
	10	213,300	270,000	359,200	405,000	546,600
	11	215,300	271,900	360,700	406,400	551,900
	12	217,300	273,800	362,300	407,800	556,500
	13	219,300	275,900	363,900	409,200	559,500
	14	221,200	278,100	364,900	410,700	561,500
	15	223,200	280,300	365,900	412,200	
	16	225,000	282,500	366,800	413,700	
	17	226,700	284,600	368,000	415,200	
	18	228,500	287,000	369,200	416,800	
	19	230,300	289,300	370,400	418,400	
	20	232,100	291,700	371,600	420,200	
	21	234,000	294,000	372,800	421,400	
	22	235,800	296,200	373,900	422,800	
	23	237,500	298,300	374,900	424,200	
	24	239,200	300,300	375,900	425,500	
	25	240,900	302,300	377,000	426,800	
	26	243,000	304,200	378,100	428,100	
	27	245,000	306,200	379,000	429,600	
	28	246,900	308,100	380,000	431,200	
	29	248,800	310,000	380,900	432,400	
	30	249,900	311,500	381,700	433,600	
	31	251,000	313,000	382,500	435,200	
	32	252,100	314,500	383,300	436,700	
	33	253,500	316,100	384,000	438,000	
	34	254,900	317,600	384,700	439,400	
	35	256,300	319,100	385,500	440,900	
	36	257,700	320,500	386,300	442,300	
	37	259,100	321,900	387,000	443,700	
	38	260,600	322,800	387,700	445,100	
	39	262,100	323,700	388,600	446,500	
	40	263,700	324,500	389,400	447,900	
	41	265,200	325,200	390,200	449,000	
	42	266,500	325,700	391,400	450,300	
	43	267,900	326,300	392,600	451,800	
	44	269,300	326,700	393,800	453,100	
	45	270,800	327,100	394,500	453,900	
	46	272,100	327,600	395,500	454,700	
	47	273,300	328,100	396,300	455,600	
	48	274,600	328,500	397,000	456,500	
	49	275,800	328,900	397,700	457,300	
	50	276,900	329,300	398,400	458,100	
	51	278,000	329,600	399,100	458,700	
	52	279,100	330,100	399,700	459,500	
	53	280,100	330,500	400,300	459,900	

54	281,200	330,900	401,000	460,500
55	282,200	331,300	401,800	461,100
56	283,200	331,600	402,600	461,600
57	284,200	332,000	403,200	462,100
58	285,000	332,300	404,000	
59	285,500	332,700	404,700	
60	286,100	333,000	405,400	
61	286,700	333,400	406,000	
62	287,300	333,900	406,700	
63	287,900	334,500	407,300	
64	288,400	335,000	408,000	
65	289,000	335,400	408,700	
66	289,500	336,000	409,400	
67	290,100	336,500	410,000	
68	290,600	337,200	410,700	
69	291,200	337,700	411,400	
70	291,900	338,200	411,900	
71	292,500	338,700	412,500	
72	293,100	339,300	413,100	
73	293,700	339,800	413,600	
74	294,300	340,500	414,200	
75	294,900	341,200	414,800	
76	295,700	341,900	415,300	
77	296,300	342,500	415,800	
78	297,000	343,100	416,300	
79	297,700	343,800	416,800	
80	298,200	344,500	417,500	
81	298,800	345,200	417,900	
82	299,400	345,900	418,400	
83	300,100	346,500	418,900	
84	300,700	347,200	419,700	
85	301,200	347,700	420,100	
86	301,800	348,200	420,600	
87	302,500	348,600	421,100	
88	303,100	349,000	421,800	
89	303,600	349,300	422,200	
90	304,200	349,800	422,700	
91	304,900	350,100	423,200	
92	305,600	350,500	423,900	
93	306,200	350,800	424,300	
94	306,800	351,100		
95	307,400	351,500		
96	308,000	351,900		
97	308,300	352,400		
98	308,800	352,900		
99	309,400	353,400		
100	309,900	353,900		
101	310,300	354,400		
102	310,700	354,900		
103	311,000	355,300		
104	311,400	355,800		
105	311,800	356,200		
106	312,200	356,600		
107	312,600	357,100		
108	312,900	357,600		
109	313,100	358,100		
110	313,500	358,500		
111	313,800	358,900		
112	314,000	359,300		

113	314,300	359,800				
114	314,600	360,200				
115	314,900	360,600				
116	315,200	361,000				
117	315,400	361,500				
118	315,700	361,900				
119	316,000	362,300				
120	316,300	362,700				
121	316,600	363,100				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	232,400	276,100	302,100	346,300	407,300	

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6（第4条関係）

指 定 職 給 料 表

号給	給料月額
	円
1	743,000
2	802,000
3	860,000
4	942,000
5	1,016,000
6	1,089,000
7	1,164,000
8	1,236,000

備考 この表は、人事委員会規則で定める職員に適用する。

別表第15中「(第12条の2関係)」を「(第12条、第12条の3、第12条の4、第14条の4関係)」に、「100分の5.4」を「100分の7」に、「100分の4.4」を「100分の6」に、「100分の3.2」を「100分の4」に改め、同表の備考の1中「平成28年4月1日」を「令和7年4月1日」に改め、同表の備考の2中「第12条の2第1項」を「第12条第1項」に改める。
第2条 職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

27 令和8年4月1日から令和10年3月31までの間における別表第15の規定の適用については、同表中

3級地	京都市以外の府内の地域	100分の8	とあるのは、令和8年4月
-----	-------------	--------	--------------

1日から令和9年3月31までの間においては

3級地	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠置町、相楽郡和束町、相楽郡精華町、相楽郡南山城村	100分の8	と、令和9年4月1日から
4級地	2級地又は3級地に該当する市町村以外の府内の地域	100分の7	

令和10年3月31までの間においては

3級地	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠置町、相楽郡和束町、相楽郡精華町、相楽郡南山城村	100分の8	
4級地	2級地又は3級地に該当する市町村以外の府内の地域	100分の8を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合	とする。

別表第15中備考以外の部分を次のように改める。

別表第15（第12条、第12条の3、第12条の4、第14条の4関係）

地域手当支給区分表

区分	支給地域	支給割合
1級地	東京都の特別区	100分の20
2級地	京都市	100分の9.4
3級地	京都市以外の府内の地域	100分の8

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年京都府条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第27号までを1号ずつ繰り上げる。

第15条を削る。

第15条の2第2項第2号中「の業務 7,500円」を「及びウの業務 8,000円」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条を第15条とする。

第16条を削り、第15条の3を第16条とする。

(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項及び第4項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」を「100分の175」に改め、同条第5項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」を「100分の96.25」と、給与条例第21条第2項第1号ア中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

第1号任期付研究員給料表

号給	給料月額
1	432,000
2	496,000
3	561,000
4	648,000
5	753,000
6	859,000

別表第2（第5条関係）

第2号任期付研究員給料表

号給	給料月額
1	361,000
2	399,000
3	428,000

別表第3（第5条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	409,000
2	459,000
3	513,000
4	580,000
5	661,000
6	772,000
7	902,000

(京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（昭和22年京都府条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

(京都府議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第6条 京都府議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和25年京都府条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第7条の2第1項及び第22条の改正規定、給与条例附則に1項を加える改正規定並びに給与条例別表第3イ及びウの改正規定（同表イの備考の2及びウの備考の2に係る部分に限る。）並びに第3条並びに附則第4項及び第5項の規定 令和8年1月1日

(2) 第2条の規定 令和8年4月1日

2 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第14条の2、第16条第2項、第19条の2第1項、別表第1、別表第2、別表第3イ（備考の2を除く。）及びウ（備考の2を除く。）、別表第4から別表第6まで並びに別表第15の規定、第4条の規定による改正後の一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）別表第1から別表第3までの規定並びに次項の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の規定、改正後の任期付条例第7条第3項から第5項までの規定、第5条の規定による改正後の京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等の給与条例」という。）第5条第2項の規定並びに第6条の規定による改正後の京都府議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）第4条第2項の規定は同年6月1日から適用する。この場合において、同年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間における改正後の給与条例第14条の2の規定の適用については、同条第1項に規定する特地公署（改正後の給与条例別表第15に掲げる支給地域に所在する場合に限る。）に勤務する職員の当該特地公署は、当該支給地域に所在しないものとみなす。

(給与等の内払)

3 改正後の給与条例、改正後の任期付条例、改正後の知事等の給与条例及び改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与、第4条の規定による改正前の一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び第5条の規定による改正前の京都府知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与はそれぞれ改正後の給与条例の規定に基づく給与、改正後の任期付条例の規定に基づく給与及び改正後の知事等の給与条例の規定に基づく給与の内払と、第6条の規定による改正前の京都府議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の議員報酬等条例の規定に基づく期末手当の内払とそれぞれみなす。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第3条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第15条第2項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に職員の特殊勤務手当に関する条例第15条第1項第1号イ及びウに規定する業務を開始した職員の当該業務への従事に係る特殊勤務手当について適用し、1号施行日前に当該業務を開始した職員の当該業務への従事に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

5 1号施行日前に第3条の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第16条第1項に規定する授業又は指導に従事した職員の当該従事に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

(人事委員会規則への委任)

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

京都府条例第38号

京都府手数料徴収条例の一部を改正する条例

京都府手数料徴収条例（平成12年京都府条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の61の項の次に次のように加える。

61の2 政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定による都道府県提出文書の写しの交付	1枚につき 10円
--	-----------

別表第2の63の3の3の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「容積率」を「マンションの容積率又は各部分の高さ」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、別表第2の63の3の3の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

京都府条例第39号

京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等の一部を改正する条例

（京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例の一部改正）

第1条 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例（平成18年京都府条例第46号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）」に改める。

第28条の見出しを「（虐待等の禁止）」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第31条第1項中「から第11条まで」を「、第11条」に改め、同項の表第10条の項を削る。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例の一部改正）

第2条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第34号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「が行われた」を「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診査等」という。）が行われた」に、「当該健康診査」を「当該健康診査等」に、「健康

診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診断
----------------	--

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例の一部改正）

第3条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第35号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「が行われた」を「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診査等」という。）が行われた」に、「当該健康診査」を「当該健康診査等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診断
----------------	--------------------------------------

第43条第1項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準等に関する条例の一部改正）

第4条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第36号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第14条第2項中「が行われた」を「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診査等」という。）が行われた」に、「当該健康診査」を「当該健康診査等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診断
-----------------------------	--------------------------------------

第25条中「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」を「乳幼児」に改める。

第27条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福

祉士の資格を有する者」を削る。

第29条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカー（以下「ことども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第29条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第37条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 ことども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第37条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第38条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 ことども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第59条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第60条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 ことども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第60条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第61条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 ことども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第95条第4項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第96条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 ことども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第96条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第103条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第104条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 ことども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第105条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 ことども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第106条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 ことども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第117条第2項第2号中「（昭和23年厚生省令第11号）」を削る。（児童福祉法に基づく一時保護施設の設備等の基準に関する条例の一部改正）

第5条 児童福祉法に基づく一時保護施設の設備等の基準に関する条例（令和7年京都府条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第1項第4号を次のように改める。

(4) 保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一時保護施設にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）

第21条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第21条第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条中児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例第29条第1項、第37条第1項、第38条、第60条第1項、第61条、第96条第1項、第104条第1項、第105条、第106条及び第117条第2項第2号の改正規定並びに第5条中児童福祉法に基づく一時保護施設の設備等の基準に関する条例第21条第1項の改正規定は、令和8年3月1日から施行する。

京都府条例第40号

京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例の一部を改正する条例

京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例（平成21年京都府条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「工作物」の右に「その他の物件（以下「工作物等」という。）」を加える。

第3条第2項中「工作物」を「工作物等」に改める。

第14条第1項中「、工作物その他の物件（以下「工作物等」という。）」を「を命じ、若しくは期限を定めて、工作物等」に改める。

第15条第1項中「工作物」を「工作物等」に改める。

別表第1の1の表岸壁及び桟橋の項を次のように改める。

岸壁及び桟橋	1 短時間使用（1回の係留時間が12時間を超えないときの使用をいう。）		
	総トン数1トンにつき1回		
	係留時間が2時間以下のもの	2.33円	1.57円
	係留時間が2時間超12時間以下のもの	4.66円	3.14円
	2 その他の使用		
	総トン数1トンにつき		
	係留時間24時間までの部分	6.19円	4.17円
	係留時間24時間を超える部分につき12時間までごとに	3.10円	2.09円

別表第1の1の表物揚場の項中「まで」及び「以後」の右に「の期間」を加え、同表係船浮標及び係船くいの項中「24時間まで」の右に「の部分」を加え、同表管理棟の項を次のように改める。

管理棟	1 一般使用		
	1 平方メートルにつき1日	78.42円	—
	2 専用使用		
	1 平方メートルにつき1月	2,330円	—

別表第1の1の表駐車場の項中「長さ」を「長さが」に改める。

別表第3水道管、下水道管、ガス管の項中「、ガス管」を「及びガス管」に改め、同表の備考の2中「占用に」を「占用（別表第3の（その2）の表に掲げるものを除く。）に」に改め、同表を同表の（その1）の表とし、同表の次に次の1表を加える。

(その2)

施設	占用物件	区分	金額	
			舞鶴港	その他の港湾
荷さばき地	工事用施設及び工事用材料の置場	1 平方メートルにつき1月	243.85円	243.85円
野積場及び港湾施設用地	工事用施設及び工事用材料の置場	1 舗装部分 1 平方メートルにつき1月 2 未舗装部分 1 平方メートルにつき1月	243.85円 206.71円	243.85円 196.23円

備考 1 別表第1の1の表の備考の1の規定は、占用料の額の算定について準用する。

2 1に掲げるもののほか、占用料の額の算定に必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に通常使用の承認を受けた港湾施設に係る使用料については、この条例による改正後の京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の1の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(準備行為)

3 改正後の条例別表第3の（その2）の表に掲げる占用に係る京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例第9条の規定による許可を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。

京都府条例第41号

京都府未来人材共創基金条例

(設置)

第1条 京都をはじめ我が国の文化、歴史、自然等（以下「文化等」という。）への誇りと愛着を胸に置きつつ、異なる文化等を背景とした意見の多様性を尊重することができる国際的な視野に立って、社会の諸課題を自己の課題として提起し、及びその解決に寄与する新たな価値を生み出すことができる、次代の社会を担う人材の育成を目的として、府、産業界、大学その他の関係者相互間の連携の下に、高校生等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に規定する高等学校の生徒その他これに準じる者をいう。）の海外における探究学習を支援するため、京都府未来人材共創基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関する必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府条例第42号

警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例（昭和35年京都府条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表京都府川端警察署の項を削り、同表京都府下鴨警察署の項中「京都府下鴨警察署」を「京都府左京警察署」に改め、「（京都府川端警察署の管轄区域を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和8年3月16日から施行する。

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

技能労務職員の給与等に関する規則及び会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

令和7年12月25日

京都府知事 西脇 隆俊

京都府規則第74号

技能労務職員の給与等に関する規則及び会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第1条 技能労務職員の給与等に関する規則（平成19年京都府規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技 能 労 務 職 給 料 表

技能労務職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の技能労務職員	1	200,100	242,700	262,900	294,400	322,100
	2	201,800	243,600	263,800	295,100	323,400
	3	203,600	244,400	264,800	295,900	324,700
	4	205,300	245,100	265,700	296,400	325,900
	5	207,000	245,800	266,700	297,000	326,900
	6	208,700	246,500	267,600	297,600	328,100
	7	210,300	247,300	268,600	298,200	329,300
	8	211,900	248,000	269,500	298,700	330,400
	9	213,600	248,800	270,400	299,200	331,400
	10	215,100	249,500	271,200	299,800	332,400
	11	216,600	250,200	271,900	300,400	333,500
	12	218,000	250,800	272,300	300,800	334,600
	13	219,400	251,500	272,900	301,200	335,600
	14	220,900	251,900	273,300	301,700	336,700
	15	222,400	252,400	273,700	302,100	337,800
	16	224,000	252,800	274,100	302,400	338,900
	17	225,400	253,300	274,600	302,800	339,900
	18	226,800	253,800	275,100	303,200	341,000
	19	228,200	254,300	275,600	303,600	342,100
	20	229,600	254,700	276,200	303,900	343,100
	21	231,000	255,000	276,900	304,200	344,100
	22	232,000	255,300	277,500	304,600	345,100
	23	233,200	255,600	278,100	305,000	346,000
	24	234,300	255,900	278,900	305,300	347,100
	25	235,300	256,400	279,700	305,700	348,100
	26	236,100	256,900	280,400	306,100	349,000
	27	237,000	257,300	280,900	306,400	350,000
	28	237,800	257,800	281,600	306,800	351,000
	29	238,700	258,300	282,400	307,100	352,000
	30	239,500	258,800	283,100	307,600	353,000
	31	240,300	259,200	283,800	308,000	354,000
	32	241,100	259,600	284,400	308,500	354,900
	33	241,900	259,900	285,200	309,000	355,800
	34	242,400	260,400	285,900	309,400	356,700
	35	242,900	260,900	286,600	309,900	357,600
	36	243,500	261,300	287,200	310,400	358,500
	37	244,100	261,700	287,800	310,900	359,400
	38	244,600	262,200	288,500	311,500	360,400
	39	245,100	262,600	289,100	312,100	361,400
	40	245,600	263,000	289,600	312,800	362,300
	41	246,100	263,400	290,000	313,300	363,200
	42	246,400	263,800	290,500	313,800	364,100
	43	246,700	264,400	290,900	314,400	365,000
	44	247,100	264,700	291,300	314,900	365,800
	45	247,500	265,000	291,800	315,400	366,600
	46	247,900	265,400	292,300	316,000	367,400
	47	248,300	265,800	292,800	316,600	368,300
	48	248,700	266,100	293,100	317,200	369,000
	49	249,000	266,500	293,500	317,800	369,700

	50	249, 300	266, 900	293, 900	318, 500	370, 500
	51	249, 600	267, 200	294, 300	319, 200	371, 300
	52	249, 900	267, 500	294, 800	319, 900	371, 900
	53	250, 100	267, 900	295, 100	320, 500	372, 600
	54	250, 400	268, 200	295, 600	321, 200	373, 200
	55	250, 700	268, 500	296, 100	321, 800	373, 900
	56	251, 000	268, 900	296, 600	322, 400	374, 600
	57	251, 200	269, 200	297, 000	323, 000	375, 200
	58	251, 500	269, 500	297, 600	323, 700	375, 700
	59	251, 800	269, 800	298, 100	324, 400	376, 200
	60	252, 000	270, 100	298, 700	325, 000	376, 700
	61	252, 200	270, 400	299, 300	325, 500	377, 100
	62	252, 500	270, 700	299, 800	326, 000	377, 600
	63	252, 800	271, 000	300, 400	326, 700	378, 200
	64	253, 000	271, 300	300, 900	327, 300	378, 700
	65	253, 200	271, 500	301, 400	327, 900	379, 100
	66	253, 500	271, 800	301, 900	328, 300	379, 600
	67	253, 900	272, 100	302, 400	328, 700	380, 100
	68	254, 100	272, 300	302, 900	329, 200	380, 600
	69	254, 300	272, 500	303, 300	329, 500	381, 000
	70	254, 600	272, 800	303, 700	330, 000	381, 500
	71	254, 900	273, 100	304, 100	330, 500	382, 000
	72	255, 100	273, 300	304, 500	330, 900	382, 500
	73	255, 300	273, 500	304, 900	331, 100	382, 900
	74	255, 600	273, 800	305, 200	331, 400	383, 400
	75	255, 900	274, 100	305, 700	331, 600	383, 900
	76	256, 100	274, 300	306, 100	331, 900	384, 400
	77	256, 300	274, 600	306, 500	332, 200	384, 800
	78	256, 600	274, 900	306, 900	332, 500	385, 300
	79	256, 900	275, 200	307, 300	332, 800	385, 800
	80	257, 100	275, 400	307, 700	333, 000	386, 300
	81	257, 300	275, 600	308, 000	333, 200	386, 700
	82	257, 600	275, 900	308, 500	333, 500	387, 200
	83	257, 800	276, 200	308, 900	333, 800	387, 700
	84	258, 100	276, 400	309, 400	334, 000	388, 200
	85	258, 300	276, 600	309, 700	334, 200	388, 700
	86	258, 500	276, 800	310, 200	334, 400	389, 200
	87	258, 800	277, 100	310, 700	334, 700	389, 700
	88	259, 100	277, 400	311, 000	335, 000	390, 200
	89	259, 300	277, 600	311, 400	335, 200	390, 600
	90	259, 600	277, 800	311, 900	335, 500	391, 100
	91	259, 900	278, 100	312, 400	335, 800	391, 600
	92	260, 100	278, 300	312, 900	336, 000	392, 100
	93	260, 300	278, 600	313, 200	336, 200	
	94	260, 600	278, 900	313, 600	336, 500	
	95	260, 900	279, 200	314, 000	336, 900	
	96	261, 100	279, 400	314, 500	337, 100	
	97	261, 300	279, 600	314, 900	337, 300	
	98	261, 600	279, 900	315, 300	337, 600	
	99	261, 900	280, 100	315, 600	337, 900	
	100	262, 100	280, 400	316, 000	338, 100	
	101	262, 300	280, 600	316, 300	338, 300	
	102	262, 600	280, 800	316, 700	338, 600	
	103	262, 900	281, 100	317, 000	338, 900	
	104	263, 100	281, 400	317, 400	339, 100	
	105	263, 300	281, 600	317, 700	339, 300	

	106		281,800	318,100	339,600	
	107		282,100	318,500	339,900	
	108		282,300	318,700	340,100	
	109		282,600	318,900	340,300	
	110		282,900	319,200	340,600	
	111		283,200	319,500	340,900	
	112		283,400	319,700	341,100	
	113		283,600	319,900	341,300	
	114		283,900	320,200	341,600	
	115		284,100	320,500	341,900	
	116		284,300	320,700	342,100	
	117		284,600	320,900	342,300	
	118		285,000	321,200	342,600	
	119		285,300	321,500	342,900	
	120		285,500	321,700	343,100	
	121		285,700	321,900	343,300	
	122		285,900	322,200	343,600	
	123		286,200	322,500	343,900	
	124		286,500	322,700	344,100	
	125		286,700	322,900	344,300	
	126		286,900	323,200	344,600	
	127		287,200	323,500	344,900	
	128		287,500	323,700	345,100	
	129		287,700	323,900	345,300	
	130		287,900		345,600	
	131		288,200		345,900	
	132		288,500		346,100	
	133		288,700		346,300	
	134		288,900		346,600	
	135		289,200		347,000	
	136		289,500		347,200	
	137		289,700		347,400	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		208,200	219,400	238,200	260,300	293,000

(会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部改正)

第2条 会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則(令和2年京都府規則第21号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 条例第26条及びこの規則第3条から第5条までの規定による会計年度任用職員の給与（以下「給与」という。）の額の算出に用いられる給料表は、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年京都府条例第37号）第1条の規定による改正後の条例に定める給料表とし、令和7年4月1日以後の給与について適用する。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の技能労務職員規則」という。）の規定及び次項の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の技能労務職員規則及び第2条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則（以下「改正後の会計年度任用職員規則」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与（技能労務職員の給与等に関する規則の一部

を改正する規則（平成26年京都府規則第22号）附則第5項から第7項までの規定による給与を含む。）及び第2条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の技能労務職員規則の規定に基づく給与及び改正後の会計年度任用職員規則の規定に基づく給与の内払とみなす。

京都府規則第75号

京都府手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

京都府手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の10の項中「の規定による同法」を「（政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号。以下この項において「令和6年改正法」という。）附則第5条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による政治資金規正法」に、「又は」を「、令和6年改正法附則第5条第4項の規定により読み替えて適用される政治資金規正法第16条第1項の住所限定報告書、」に、「の写しの」を「又は同法第19条の14の2第4項の確認書の写しの」に改める。

附 則

この規則は、令和9年1月1日から施行する。

訓 令

京都府訓令第18号

本 府
地方機関

現業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月25日

京都府知事 西脇 隆俊

現業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の特殊勤務手当に関する規程（昭和33年京都府訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（家畜伝染病防疫作業に従事する現業職員の特殊勤務手当）

第13条 家畜伝染病防疫作業に従事する現業職員の特殊勤務手当は、家畜保健衛生所、京都府農林水産技術センター畜産センター等に勤務する現業職員が、次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病のうち別表第2の1の項に定める伝染性疾病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業

(2) 家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病のうち別表第2の2の項に定める伝染性疾病若しくは同法第4条第1項に規定する届出伝染病のうち別表第2の2の項に定める伝染性疾病にかかり、若しくはかかつている疑いがある家畜の飼育、当該病原体の付着している、若しくは付着している疑いがある物件の処理作業、又は粉じんが著しく多量に発生する鶏舎内における鶏の体重の測定若しくは出荷の作業

2 前項に規定する手当の額は、作業1日につき、次の各号に掲げる手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の手当 作業1日につき 380円（身心に著しい負担を与えると知事が認める作業に従事した場合にあつては、760円）

(2) 前項第2号の手当 作業1日につき 290円
別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

伝染性疾病の種類

1	口蹄疫 高病原性鳥インフルエンザ 低病原性鳥インフルエンザ 豚熱
2	流行性脳炎 狂犬病 炭疽 ブルセラ症 結核 鼻疽 トキソプラズマ症 ニューカッスル病 豚丹毒 高病原性鳥インフルエンザ

附 則

この訓令は、令和7年12月25日から施行し、この訓令による改正後の現業職員の特殊勤務手当に関する規程の規定は、令和7年12月23日から適用する。

教育委員会

技能労務職員の給与等に関する規則及び会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

京都府教育委員会規則第9号

技能労務職員の給与等に関する規則及び会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第1条 技能労務職員の給与等に関する規則（平成19年京都府教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

技能労務職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の技能労務職員	1	200,100	242,700	262,900	294,400	322,100
	2	201,800	243,600	263,800	295,100	323,400
	3	203,600	244,400	264,800	295,900	324,700
	4	205,300	245,100	265,700	296,400	325,900
	5	207,000	245,800	266,700	297,000	326,900
	6	208,700	246,500	267,600	297,600	328,100
	7	210,300	247,300	268,600	298,200	329,300
	8	211,900	248,000	269,500	298,700	330,400
	9	213,600	248,800	270,400	299,200	331,400
	10	215,100	249,500	271,200	299,800	332,400
	11	216,600	250,200	271,900	300,400	333,500
	12	218,000	250,800	272,300	300,800	334,600
	13	219,400	251,500	272,900	301,200	335,600
	14	220,900	251,900	273,300	301,700	336,700
	15	222,400	252,400	273,700	302,100	337,800
	16	224,000	252,800	274,100	302,400	338,900
	17	225,400	253,300	274,600	302,800	339,900
	18	226,800	253,800	275,100	303,200	341,000
	19	228,200	254,300	275,600	303,600	342,100
	20	229,600	254,700	276,200	303,900	343,100
	21	231,000	255,000	276,900	304,200	344,100
	22	232,000	255,300	277,500	304,600	345,100
	23	233,200	255,600	278,100	305,000	346,000
	24	234,300	255,900	278,900	305,300	347,100
	25	235,300	256,400	279,700	305,700	348,100
	26	236,100	256,900	280,400	306,100	349,000
	27	237,000	257,300	280,900	306,400	350,000

	28	237, 800	257, 800	281, 600	306, 800	351, 000
	29	238, 700	258, 300	282, 400	307, 100	352, 000
	30	239, 500	258, 800	283, 100	307, 600	353, 000
	31	240, 300	259, 200	283, 800	308, 000	354, 000
	32	241, 100	259, 600	284, 400	308, 500	354, 900
	33	241, 900	259, 900	285, 200	309, 000	355, 800
	34	242, 400	260, 400	285, 900	309, 400	356, 700
	35	242, 900	260, 900	286, 600	309, 900	357, 600
	36	243, 500	261, 300	287, 200	310, 400	358, 500
	37	244, 100	261, 700	287, 800	310, 900	359, 400
	38	244, 600	262, 200	288, 500	311, 500	360, 400
	39	245, 100	262, 600	289, 100	312, 100	361, 400
	40	245, 600	263, 000	289, 600	312, 800	362, 300
	41	246, 100	263, 400	290, 000	313, 300	363, 200
	42	246, 400	263, 800	290, 500	313, 800	364, 100
	43	246, 700	264, 400	290, 900	314, 400	365, 000
	44	247, 100	264, 700	291, 300	314, 900	365, 800
	45	247, 500	265, 000	291, 800	315, 400	366, 600
	46	247, 900	265, 400	292, 300	316, 000	367, 400
	47	248, 300	265, 800	292, 800	316, 600	368, 300
	48	248, 700	266, 100	293, 100	317, 200	369, 000
	49	249, 000	266, 500	293, 500	317, 800	369, 700
	50	249, 300	266, 900	293, 900	318, 500	370, 500
	51	249, 600	267, 200	294, 300	319, 200	371, 300
	52	249, 900	267, 500	294, 800	319, 900	371, 900
	53	250, 100	267, 900	295, 100	320, 500	372, 600
	54	250, 400	268, 200	295, 600	321, 200	373, 200
	55	250, 700	268, 500	296, 100	321, 800	373, 900
	56	251, 000	268, 900	296, 600	322, 400	374, 600
	57	251, 200	269, 200	297, 000	323, 000	375, 200
	58	251, 500	269, 500	297, 600	323, 700	375, 700
	59	251, 800	269, 800	298, 100	324, 400	376, 200
	60	252, 000	270, 100	298, 700	325, 000	376, 700
	61	252, 200	270, 400	299, 300	325, 500	377, 100
	62	252, 500	270, 700	299, 800	326, 000	377, 600
	63	252, 800	271, 000	300, 400	326, 700	378, 200
	64	253, 000	271, 300	300, 900	327, 300	378, 700
	65	253, 200	271, 500	301, 400	327, 900	379, 100
	66	253, 500	271, 800	301, 900	328, 300	379, 600
	67	253, 900	272, 100	302, 400	328, 700	380, 100
	68	254, 100	272, 300	302, 900	329, 200	380, 600
	69	254, 300	272, 500	303, 300	329, 500	381, 000
	70	254, 600	272, 800	303, 700	330, 000	381, 500
	71	254, 900	273, 100	304, 100	330, 500	382, 000
	72	255, 100	273, 300	304, 500	330, 900	382, 500
	73	255, 300	273, 500	304, 900	331, 100	382, 900
	74	255, 600	273, 800	305, 200	331, 400	383, 400
	75	255, 900	274, 100	305, 700	331, 600	383, 900
	76	256, 100	274, 300	306, 100	331, 900	384, 400
	77	256, 300	274, 600	306, 500	332, 200	384, 800
	78	256, 600	274, 900	306, 900	332, 500	385, 300
	79	256, 900	275, 200	307, 300	332, 800	385, 800
	80	257, 100	275, 400	307, 700	333, 000	386, 300
	81	257, 300	275, 600	308, 000	333, 200	386, 700
	82	257, 600	275, 900	308, 500	333, 500	387, 200
	83	257, 800	276, 200	308, 900	333, 800	387, 700
	84	258, 100	276, 400	309, 400	334, 000	388, 200

	85	258,300	276,600	309,700	334,200	388,700
	86	258,500	276,800	310,200	334,400	389,200
	87	258,800	277,100	310,700	334,700	389,700
	88	259,100	277,400	311,000	335,000	390,200
	89	259,300	277,600	311,400	335,200	390,600
	90	259,600	277,800	311,900	335,500	391,100
	91	259,900	278,100	312,400	335,800	391,600
	92	260,100	278,300	312,900	336,000	392,100
	93	260,300	278,600	313,200	336,200	
	94	260,600	278,900	313,600	336,500	
	95	260,900	279,200	314,000	336,900	
	96	261,100	279,400	314,500	337,100	
	97	261,300	279,600	314,900	337,300	
	98	261,600	279,900	315,300	337,600	
	99	261,900	280,100	315,600	337,900	
	100	262,100	280,400	316,000	338,100	
	101	262,300	280,600	316,300	338,300	
	102	262,600	280,800	316,700	338,600	
	103	262,900	281,100	317,000	338,900	
	104	263,100	281,400	317,400	339,100	
	105	263,300	281,600	317,700	339,300	
	106		281,800	318,100	339,600	
	107		282,100	318,500	339,900	
	108		282,300	318,700	340,100	
	109		282,600	318,900	340,300	
	110		282,900	319,200	340,600	
	111		283,200	319,500	340,900	
	112		283,400	319,700	341,100	
	113		283,600	319,900	341,300	
	114		283,900	320,200	341,600	
	115		284,100	320,500	341,900	
	116		284,300	320,700	342,100	
	117		284,600	320,900	342,300	
	118		285,000	321,200	342,600	
	119		285,300	321,500	342,900	
	120		285,500	321,700	343,100	
	121		285,700	321,900	343,300	
	122		285,900	322,200	343,600	
	123		286,200	322,500	343,900	
	124		286,500	322,700	344,100	
	125		286,700	322,900	344,300	
	126		286,900	323,200	344,600	
	127		287,200	323,500	344,900	
	128		287,500	323,700	345,100	
	129		287,700	323,900	345,300	
	130		287,900		345,600	
	131		288,200		345,900	
	132		288,500		346,100	
	133		288,700		346,300	
	134		288,900		346,600	
	135		289,200		347,000	
	136		289,500		347,200	
	137		289,700		347,400	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		208,200	219,400	238,200	260,300	293,000

(会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部改正)

第2条 会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則（令和2年京都府教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 条例第26条及びこの規則第3条から第5条までの規定による会計年度任用職員の給与（以下「給与」という。）の額の算出に用いられる給料表は、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年京都府条例第37号）第1条の規定による改正後の条例に定める給料表とし、令和7年4月1日以後の給与について適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の技能労務職員規則」という。）の規定及び次項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の技能労務職員規則及び第2条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則（以下「改正後の会計年度任用職員規則」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与（技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成26年京都府教育委員会規則第7号）附則第5項から第7項までの規定による給与を含む。）及び第2条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の技能労務職員規則の規定に基づく給与及び改正後の会計年度任用職員規則の規定に基づく給与の内払とみなす。

選 挙 管 理 委 員 会

最高裁判所裁判官国民審査等事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月25日

京都府選挙管理委員会

委員長 多賀 久雄

京都府選挙管理委員会規程第5号

最高裁判所裁判官国民審査等事務執行規程の一部を改正する規程

最高裁判所裁判官国民審査等事務執行規程（昭和41年京都府選挙管理委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第26条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条中「第1項から第3項まで」を削り、「閲覧」を「閲覧等」に、「閲覧に」を「閲覧又は写しの交付について」に改める。

別記第23号様式中「の規定」を「又は政党助成法第32条第5項の規定」に改める。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

人 事 委 員 会

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸子

京都府人事委員会規則104—54

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（京都府人事委員会規則4—12）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「栄養士」を「栄養士」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸子

京都府人事委員会規則106—845

職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与、勤務時間等に関する規則（京都府人事委員会規則6—2）の一部を次のように改正する。

第55条第3項第1号中「2万1,000円」を「2万2,500円」に改め、同項第2号中「5,300円」を「5,600円」に改め、同項第3号中「6,100円」を「6,400円」に改め、同項第4号中「7,400円」を「7,700円」に改める。

第60条第8項第1号ア中「100分の210」を「100分の212.5」に、「100分の250」を「100分の252.5」に改め、同号イ中「100分の212.5」を「100分の215」に改め、同号ウ中「100分の175」を「100分の177.5」に改める。

別表第1の4 医療職給料表(2)の項中「栄養士」の右に「、管理栄養士」を加え、同表備考の1中「、この表1」を「この表1」に、「する」を「し、職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものはこの表1の項の(1)に掲げる者のうちその職務の級が4級である者とする」に改め、同表備考の2中「7,700円」を「11,500円」に、「同日において受けるべき特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額（以下「教育職給料表(2)基準額」という。）」を「教育職給料表(2)基準額」に改め、同表備考の4中「7,500円」を「11,500円」に、「同日において受けるべき特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額（以下「教育職給料表(3)基準額」という。）」を「教育職給料表(3)基準額」に改め、同表中備考の4を備考の5とし、同表備考の3中「、この表2」を「この表2」に、「する」を「し、職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものはこの表2の項の(1)に掲げる者のうちその職務の級が4級である者とする」に改め、同表中備考の3を備考の4とし、備考の2の後に次のように加える。

3 前項の教育職給料表(2)基準額は、条例第8条第1項本文の規定により給料を支給すべき日の属する月の初日（以下この項及び第6項において「給料支給月初日」という。）に施行されている条例第4条第1項第3号イに規定する教育職給料表(2)を適用して算出した3級に昇格した日の前日において受けるべき特2級の給料月額に100分の105を乗じて得た額とする。

別表第1の備考に次のように加える。

6 前項の教育職給料表(3)基準額は、給料支給月初日に施行されている条例第4条第1項第3号ウに規定する教育職給料表(3)を適用して算出した3級に昇格した日の前日において受けるべき特2級の

給料月額に100分の105を乗じて得た額とする。
別表第3の6の表及び備考並びに別表第4の6の表中「栄養士」の右に「、管理栄養士」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の備考の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の給与、勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則6—2」という。）第55条第3項の規定は令和7年4月1日から、改正後の規則6—2第60条第8項の規定は同年6月1日から適用する。



職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸子

京都府人事委員会規則106—846

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（京都府人事委員会規則6—3）の一部を次のように改正する。

第6条の7中「第15条の3第1項」を「第16条第1項」に改める。

第12条第1項第2号を次のように改める。

(2) 家畜伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当 家畜保健衛生所等に勤務する職員が次に掲げる作業に従事したときに、支給する。

ア 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病のうち人事委員会が定める伝染性疾病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業

イ 家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病のうち人事委員会が定める伝染性疾病若しくは同法第4条第1項に規定する届出伝染病のうち人事委員会が定める伝染性疾病にかかり、又はかかっている疑いがある家畜の飼育、当該病原体の付着している、又は付着している疑いがある物件の処理作業、又は粉じんが著しく多量に発生する鶏舎内における鶏の体重の測定若しくは出荷の作業
第12条第2項第2号を次のように改める。

(2) 前項第2号の手当 作業1日につき、次に掲げる

区分に応じ、それぞれに定める額
 ア 前項第2号アの手当 380円（心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、760円）
 イ 前項第2号イの手当 290円
 第12条第2項第9号を次のように改める。
 (9) 前項第9号の手当 作業1につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 ア 前項第9号アの手当 1,100円（管理職員にあつては、980円）

イ 前項第9号イの手当 290円

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の7の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。
- この規則による改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則第12条第1項第2号及び同条第2項第2号の規定は、令和7年12月23日から適用する。

職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日
 京都府人事委員会
 委員長 辻 幸子

京都府人事委員会規則106—847

職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給調整手当に関する規則（京都府人事委員会規則6—18）の一部を次のように改正する。
 別表第1のその1を次のように改める。

その1

職員の区分 期間の区分	1項 職員					2項職員
	1種	2種	3種	4種	5種	
1年未満	円 417,600	円 371,300	円 310,800	円 253,100	円 186,000	円 52,100
1年以上 2年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100
2年以上 3年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100
3年以上 4年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100
4年以上 5年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100
5年以上 6年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	52,100
6年以上 7年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	50,300
7年以上 8年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	48,500
8年以上 9年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	46,700
9年以上 10年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	44,900
10年以上 11年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	43,100
11年以上 12年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	41,300
12年以上 13年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	39,500
13年以上 14年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	37,700
14年以上 15年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	36,300
15年以上 16年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000	34,900

16年以上 17年未満	413,200	367,300	307,500	250,500	184,400	33,500
17年以上 18年未満	408,800	363,300	304,200	247,900	182,800	32,100
18年以上 19年未満	404,400	359,300	300,900	245,300	181,200	30,700
19年以上 20年未満	400,000	355,300	297,600	242,700	179,600	29,300
20年以上 21年未満	395,600	351,300	294,300	240,100	178,000	27,900
21年以上 22年未満	381,600	339,000	283,300	230,500	170,500	27,300
22年以上 23年未満	365,100	324,300	271,300	219,900	162,100	26,700
23年以上 24年未満	348,600	308,800	258,800	208,900	153,700	25,700
24年以上 25年未満	332,100	293,300	246,300	197,900	145,200	25,100
25年以上 26年未満	315,600	277,300	233,800	186,900	136,700	24,500
26年以上 27年未満	298,100	260,300	218,300	173,500	127,000	23,900
27年以上 28年未満	280,600	243,300	202,800	160,100	117,300	23,300
28年以上 29年未満	263,100	226,300	187,300	146,700	107,600	22,500
29年以上 30年未満	245,100	208,800	171,800	133,300	97,900	22,200
30年以上 31年未満	227,100	191,300	155,300	119,300	88,000	21,800
31年以上 32年未満	209,100	173,800	138,800	105,300	78,100	21,200
32年以上 33年未満	190,100	155,800	122,300	90,500	68,200	20,300
33年以上 34年未満	171,100	137,300	104,300	74,000	56,700	19,400
34年以上 35年未満	152,100	118,800	86,300	57,500	45,200	18,700

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条第1号若しくは第2号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項に規定する職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項に規定する職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号に規定する職を占める職員を、「2種」とは同項第2号に規定する職を占める職員を、「3種」とは同項第3号に規定する職を占める職員を、「4種」とは同項第4号に規定する職を占める職員を、「5種」とは同項第5号に規定する職を占める職員をいう。

別表第2のその1を次のように改める。

その1

期間の区分 ＼\	2項職員	
	職員の区分	円
1年未満		36,500
1年以上 2年未満		36,500
2年以上 3年未満		36,500
3年以上 4年未満		36,500
4年以上 5年未満		36,500
5年以上 6年未満		36,500

6年以上 7年未満	35,200
7年以上 8年未満	34,000
8年以上 9年未満	32,700
9年以上 10年未満	31,400
10年以上 11年未満	30,200
11年以上 12年未満	28,900
12年以上 13年未満	27,700
13年以上 14年未満	26,400
14年以上 15年未満	25,400
15年以上 16年未満	24,400
16年以上 17年未満	23,500
17年以上 18年未満	22,500
18年以上 19年未満	21,500
19年以上 20年未満	20,500
20年以上 21年未満	19,500
21年以上 22年未満	19,100
22年以上 23年未満	18,700
23年以上 24年未満	18,000
24年以上 25年未満	17,600
25年以上 26年未満	17,200
26年以上 27年未満	16,700
27年以上 28年未満	16,300
28年以上 29年未満	15,800
29年以上 30年未満	15,500
30年以上 31年未満	15,300
31年以上 32年未満	14,800
32年以上 33年未満	14,200
33年以上 34年未満	13,600
34年以上 35年未満	13,100

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条第1号若しくは第2号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において「2項職員」とは、第2条第2項に規定する職を占める職員をいう。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の初任給調整手当に関する規則の規定及び次項の規定による改正後の職員の給与、勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則（京都府人事委員会規則106—688）附則別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- (人事委員会規則106—688の一部改正)
- 3 職員の給与、勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則（京都府人事委員会規則106—688）の一部を次のように改正する。
附則別表を次のように改める。

附則別表

職員の区分 期間の区分	1種	2種	3種	4種	5種
16年以上 17年未満	円 417,600	円 371,300	円 310,800	円 253,100	円 186,000
17年以上 18年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000
18年以上 19年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000
19年以上 20年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000
20年以上 21年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000
21年以上 22年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000
22年以上 23年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000
23年以上 24年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000
24年以上 25年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000
25年以上 26年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	186,000
26年以上 27年未満	408,800	363,300	304,200	247,900	182,800
27年以上 28年未満	400,000	355,300	297,600	242,700	179,600
28年以上 29年未満	381,600	339,000	283,300	230,500	170,500
29年以上 30年未満	348,600	308,800	258,800	208,900	153,700
30年以上 31年未満	315,600	277,300	233,800	186,900	136,700
31年以上 32年未満	280,600	243,300	202,800	160,100	117,300
32年以上 33年未満	245,100	208,800	171,800	133,300	97,900
33年以上 34年未満	209,100	173,800	138,800	105,300	78,100
34年以上 35年未満	171,100	137,300	104,300	74,000	56,700

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は改正後の規則第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「1種」とは改正後の規則第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。



職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸子

京都府人事委員会規則106—848

職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当等に関する規則（京都府人事委員会規則6—34）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の特地勤務手当等に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。この場合において、同日からこの規則の施行の日の前日までの間における改正後の職員の特地勤務手当等に関する規則第4条の規定の適用については、改正前の職員の特地勤務手当等に関する規則第4条に規定する特地公署（職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）別表第15に掲げる支給地域に所在する場合に限る。）に勤務する職員の当該特地公署は、当該支給地域に所在しないものとみなす。



義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸子

京都府人事委員会規則106—849

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（京都府人事委員会規則6—46）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（校務の種類）

第2条の2 条例第22条第4項に規定する校務の種類は、次に掲げる校務とする。

- (1) 学級（小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担任する業務
- (2) 前号に掲げるもの以外の校務

第3条中「育児短時間勤務職員等」の右に「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を加え、「その額」を「第1号から第5号までに掲げる額」に、「を乗じて」を「（以下「算出率」という。）を乗じて」に改め、同条第3号から第5号までの規定中「前条」を「第2条」に改め、同条に次の1号を加える。

- (6) 前各号に掲げる職員のうち、前条第1号に定める校務（以下「学級担任」という。）を分掌するもの 前各号の規定にかかわらず、前各号に掲げる額に3,000円（定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、その額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））（新たに学級担任を分掌し、又は分掌しなくなった場合（職員が死亡した場合を除く。）においては、条例第9条第1項、第2項及び第4項に定める給料の支給方法に準じて算出した額）を加算した額

別表第1を次のように改める。

別表第1 教育職給料表(3)の適用を受ける者（第3条関係）

職員の区分	号給	職務の級		1級	2級	特2級	3級	4級
				円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1号給から	4号給まで		1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5号給から	8号給まで		1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9号給から	12号給まで		1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13号給から	16号給まで		1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17号給から	20号給まで		1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21号給から	24号給まで		1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25号給から	28号給まで		1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	29号給から	32号給まで		1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	33号給から	36号給まで		1,900	2,200	3,900	4,200	5,600
	37号給から	40号給まで		2,000	2,300	4,000	4,400	
	41号給から	44号給まで		2,200	2,400	4,000	4,400	
	45号給から	48号給まで		2,200	2,600	4,100	4,600	
	49号給から	52号給まで		2,300	2,600	4,200	4,700	
	53号給から	56号給まで		2,400	2,800	4,400	4,700	
	57号給から	60号給まで		2,400	3,000	4,400	4,800	
	61号給から	64号給まで		2,500	3,200	4,500	4,900	
	65号給から	68号給まで		2,600	3,300	4,700	5,000	
	69号給から	72号給まで		2,600	3,400	4,700	5,100	
	73号給から	76号給まで		2,700	3,500	4,700	5,100	
	77号給から	80号給まで		2,800	3,700	4,700	5,200	
	81号給から	84号給まで		2,800	3,800	4,800	5,200	
	85号給から	88号給まで		2,800	3,800	5,000	5,300	
	89号給から	92号給まで		2,900	3,900	5,000	5,400	
	93号給から	96号給まで		3,000	4,000	5,000	5,400	
	97号給から	100号給まで		3,100	4,100	5,100		
	101号給から	104号給まで		3,100	4,200	5,100		
	105号給から	108号給まで		3,200	4,300	5,100		
	109号給から	112号給まで		3,200	4,400			
	113号給から	116号給まで		3,200	4,400			
	117号給から	120号給まで		3,300	4,500			
	121号給から	124号給まで		3,300	4,600			
	125号給から	128号給まで		3,300	4,700			
	129号給から	132号給まで			4,700			
	133号給から	136号給まで			4,700			
	137号給から	140号給まで			4,700			
	141号給から	144号給まで			4,700			
	145号給から	148号給まで			4,800			
	149号給から	152号給まで			4,900			
	153号給から	156号給まで			4,900			
	157号給				4,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員				2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

別表第2を次のように改める。

別表第2 教育職給料表(2)の適用を受ける者（第3条関係）

職員の区分	号給	職務の級		1級	2級	特2級	3級	4級
				円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1号給から	4号給まで		1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	5号給から	8号給まで		1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9号給から	12号給まで		1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13号給から	16号給まで		1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17号給から	20号給まで		1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21号給から	24号給まで		1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25号給から	28号給まで		1,800	2,300	3,700	4,600	5,600
	29号給から	32号給まで		1,900	2,400	3,800	4,700	5,600
	33号給から	36号給まで		1,900	2,600	3,900	4,700	5,600
	37号給から	40号給まで		2,000	2,600	4,000	4,800	
	41号給から	44号給まで		2,200	2,800	4,000	4,900	
	45号給から	48号給まで		2,200	3,000	4,100	5,000	
	49号給から	52号給まで		2,300	3,200	4,200	5,100	
	53号給から	56号給まで		2,400	3,300	4,400	5,100	
	57号給から	60号給まで		2,400	3,400	4,400	5,200	
	61号給から	64号給まで		2,500	3,500	4,500	5,200	
	65号給から	68号給まで		2,600	3,700	4,700	5,300	
	69号給から	72号給まで		2,600	3,800	4,700	5,400	
	73号給から	76号給まで		2,700	3,800	4,700	5,400	
	77号給から	80号給まで		2,800	3,900	4,700		
	81号給から	84号給まで		2,800	4,000	4,800		
	85号給から	88号給まで		2,800	4,100	5,000		
	89号給から	92号給まで		2,900	4,200	5,000		
	93号給から	96号給まで		3,000	4,300	5,000		
	97号給から	100号給まで		3,100	4,400	5,100		
	101号給から	104号給まで		3,100	4,400	5,100		
	105号給から	108号給まで		3,200	4,500	5,100		
	109号給から	112号給まで		3,200	4,600			
	113号給から	116号給まで		3,200	4,700			
	117号給から	120号給まで		3,300	4,700			
	121号給から	124号給まで		3,300	4,700			
	125号給から	128号給まで		3,300	4,700			
	129号給から	132号給まで		3,400	4,700			
	133号給から	136号給まで		3,400	4,800			
	137号給から	140号給まで		3,400	4,900			
	141号給から	144号給まで		3,500	4,900			
	145号給から	148号給まで		3,500	4,900			
	149号給から	152号給まで		3,500				
	153号給			3,500				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員				2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。



職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸子

京都府人事委員会規則106—850

職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

(職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則)

第1条 職員の地域手当に関する規則（京都府人事委員会規則6—89）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「までの間」の右に「(次のアからウまでに定める割合が起算日以後の日の公署の所在する地域又は公署に係る条例別表第15に定める割合(当該割合が起算日の後に変更された場合にあつては、当該変更後の支給割合)以下の割合となるときは、当該割合となる日の前日までの間)」を加え、同号ア中「割合」の右に「(起算日の前日の支給割合が起算日の後に割合の変更により起算日の前日の支給割合を超えた場合にあつては、同日の支給割合。イ及びウにおいて同じ。)」を加え、同号ウ中「100分の3.2」を「100分の4」に改める。

(職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則)

第2条 職員の地域手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第8条第1号ウ中「100分の4」を「100分の8」に、「100分の17.4」を「100分の20」に改める。

附則に次の1項を加える。

6 令和8年4月1日から令和10年3月31までの間における第8条の規定の適用については、同条第1号ウ中「100分の8」とあるのは、令和8年4月1日から令和9年3月31までの間においては「100分の7」と、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間においては「100分の8を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の地域手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

京都府人事委員会告示第102号

人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する規則（京都府人事委員会規則6—3）第12条第1項第2号ア及び

イの規定により、家畜伝染病防疫作業につき特殊勤務手当を支給されるべき伝染性疾病について次のように定め、令和7年12月23日から適用する。

なお、昭和33年京都府人事委員会公示第25号、昭和43年京都府人事委員会公示第112号及び平成16年京都府人事委員会告示第57号は、令和7年12月24日限り廃止する。

令和7年12月25日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸子

(1) 同条第1項第2号アに規定する伝染性疾病

ア 口蹄疫

イ 高病原性鳥インフルエンザ

ウ 低病原性鳥インフルエンザ

エ 豚熱

(2) 同条第1項第2号イに規定する伝染性疾病

ア 流行性脳炎

イ 狂犬病

ウ 炭疽

エ ブルセラ症

オ 鼻疽

カ 結核

キ 高病原性鳥インフルエンザ

ク ニューカッスル病

ケ トキソプラズマ症

コ 豚丹毒

京都府人事委員会告示第103号

京都府人事委員会公示第141号（非常災害時等の緊急業務等に従事する職員の特殊勤務手当について）の一部を次のように改正し、令和8年1月1日から施行する。

令和7年12月25日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸子

第1項中「第15条の2第1項」を「第15条第1項」と改め、同項第1号中「ア及びイ」を「に掲げる」に改め、同号ア中「期間が終日に及ぶ程度（日中8時間程度とする。以下同じ。）」を「時間が日中4時間程度」に改め、同号イ中「のうち、午後0時30分から午後8時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれら」を「において4時間程度又はこれ」に改め、同号ウ中「のうち、午後5時15分から午後11時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれら」を「において3時間程度又はこれ」に改め、同項第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第2項中「第15条の2第1項第3号」を「第15条第1項第3号」に改める。

第3項中「第15条の2第2項第1号」を「第15条第2項第1号」に改める。

第5項を次のように改める。

5 職員の特殊勤務手当に関する条例第15条第2項第4号の「人事委員会が認める場合」は、次に掲げるとおりとする。

(1) 週休日等については、業務に従事した期間が終日に及ぶ程度（日中8時間程度とする。）又はこれと同程度であること。

(2) 週休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日については、当該日の正規の勤務時間が午前8時30分から午後0時30分までの職員にあつては業務に従事した時間が正規の勤務時間以外の時間のうち、午後0時30分から午後8時まで又はこれと同程度であると任命権者が認める程度であること、その他の職員にあつてはこれらと同程度であること。

第6項を削る。